

# 第112回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和5年6月7日(水曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (1名)	1番	大 村 隼		
		※16時30分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	大西由佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様は、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

それでは、日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、昨日に続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名いたします。

まず、初めに、12番、山本幹雄議員の発言を許可します。

〔12番 山本幹雄君 登壇〕

12番（山本幹雄君） 12番議席の山本です。

佐用町における環境問題について、当局の見解を伺います。

最近、数年前からではありますが、インバウンドという言葉がはやっております。コロナ禍の時期においては、インバウンドのお客さんも相当に減りました。しかし、新型コロナウイルス感染症も感染症法上の分類が5月に5類に移行されたことにより、再び、インバウンドも活況を呈してきております。人口が減り続け、活況が失われていく佐用町において、他地域から佐用町へ来ていただける方、佐用町へ行ってみようと言われる方は大切です。

佐用町へ来ていただいた方が、喜んで帰る。そして、もう一度、佐用町へ行こう。または、住んでみようとする方を増やしていくことが、佐用町にとって重要な課題ではないでしょうか。

ところが近年、とは言えず、以前からではありますが、県境付近に不法投棄がなされております。以前から問題にはなっておりましたが、最近、あまりにもひどく、その状況を持って余すというのが現状です。これでは、佐用町の自然、美しい景色を楽しみに来られた方は、興ざめをしてしまいます。がっかりされます。この状況を放っておくわけにはいきません。

ある地区の代表をされておられる方から相談に乗ってほしいと言われ、話を聞いてみました。話というのは、不法投棄の問題、説明でした。

説明では、状況はあまりにもひどく、地域住民の方だけでは手に負えないということが分かります。

そこで、後日、現場へ行き、また、当該自治会長に話を聞きに行きました。不法投棄は、すぐに手の届くところだけではなく、道路下数メートル、いや、数十メートル下までタイヤ、家電製品等が投棄されているのが現状です。当該集落の自治会長は、当該集落という

ことで、不法投棄処理に参加していただいた方に幾ばくかの日当といたしますか、感謝料といたしますか、どう表現してよいか分かりませんが、賃金を払っております。

当該地域以外の方は、そこまでする必要はないのではないかとと言われておりましたが、当該自治会長は、すまなかった、みんなに大変な思いをさせた、そういった思いで払ったのだと言われておりました。

また、ある別の集落では、国道端の木の伐採をされております。木の伐採の途中に大変だということで、相談を受け、現場を見に行きましたが、急峻なところ、そして相当に太い大きな木まで伐採されておりました。そして、そこにも、やはり、相当なごみ、廃棄物、家電製品等が投棄されており、集落で対策を練られたということです。

しかし、集落でやることにも限界がある。金銭面も大変で、何とか補助金を工面していただけないかということでした。行政に話を通せば、地域づくり協議会で対応してほしいと言われるばかりで、何ら対応をしていただけなかったと伺っております。

切った大木にしても、集落で処理したと聞いております。これでは、再び、ごみの山になってしまいます。

今、インバウンドを、移住者をとられる時、佐用町の魅力は何かと言えば、自然豊かな清潔な町ということだろうと思います。それが、佐用町の一番の売りだと思えます。それが、少し視点をずらせば、不法投棄、廃棄物の山、これでは、インバウンドで佐用町へと言われても、移住と声高に叫んでみても、ごみの町、廃棄物の町、佐用ではがっかりします。

佐用町の魅力は半減してしまいます。そのようなことにならないためにも、伺います。

補助金等の対応はできないのか。

そして、不法投棄対策として、道路沿いにネット、柵も含む設置等はできないか。

隣県、美作市と協議し、対策は練れないのか。

収集した不法投棄は責任を持って行政が回収してもらえないか。

当局の答弁、よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） はい、答弁、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。

本日も5名の議員の方から、一般質問の通告をいただいております。それぞれ、また、よろしく願いを申し上げます。

それでは、最初の山本議員からの町における環境問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

不法投棄の問題であります。この不法投棄は、法律でも厳しく禁止をされている許されない行為であります。不法投棄された物については、本来、当然、不法投棄を行った者が処分すべきものであります。その者が特定できない場合、本当に理不尽なようにありますが、原則として、土地所有者が対応することとされております。

しかしながら、山間地などでは、そのままになるため、地域のかたたちが自分たちの地域の生活環境・安全を守るために対応していただいているというのが現状でありますので、まず、初めに、地域の皆様方の不法投棄対策の活動や地域清掃活動など、ご苦勞をいただいておりますことに、改めて深く感謝を申し上げたいと思えます。

それでは、1点目のそうした対策に補助金等の補助はできないのかということにつきましては、現在、不法投棄対策のための、そうした町における補助金制度というものはござ

いませんが、地域において収集をされました不法投棄物は、町において回収・処分等を行っております。

各地域の不法投棄物の収集につきましては、その地域での奉仕活動や清掃活動などで収集していただいているのが現状であります。

しかしながら、このたびの山本議員のご質問にあるように、不法投棄が繰り返され、長年にわたり地域住民の方が収集作業を行っていただいている箇所につきましては、地元自治会・関係団体と協議をしながら、啓発看板の提供・設置、広報紙等による啓発、資材提供等に加えて、人的な支援も行っていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の不法投棄対策として道路沿いにネットの設置等はできないのかということでございますが、道路沿いにネット等を設置するとなりますと、当然、道路管理者の許可が必要となりますので、国県道であれば光都土木事務所の管轄でありますので、光都土木事務所とも協議・調整を行います。ただ、設置をすれば、相当高いフェンス、ネットを設けないと、効果はなかなかないというふうに思いますし、そうした高いフェンスを道路沿いに全て設置をするということになると、これは、また、相当の経費がかかることは当然であります。

また、逆に、フェンスというものが、2メートルぐらいなフェンスでも、上からポンと放り投げれば、もうそういう不法投棄というのは、なかなか防げないというところがありますし、そうした不法投棄物を収集、今のような作業をしていただくということになりますと、山の管理、また、そうしたごみの収集についても、そのフェンスそのものが邪魔になってしまうという現実がありまして、非常に悩ましい難しいところがあります。

必要といたしますか、非常にまあ、道路沿い全てということではできませんが、非常に不法投棄がされやすい、そういう箇所、そういうところを限定して、ある程度、そうしたフェンス等の検討もしてみますけれども、実際、そこにフェンスがあれば、ほかのところへ、また、不法投棄する者はしてしまうということも、当然、考えられますので、そのへんは、十分検討して、地域の方とも相談をさせていただきたいと思っております。

それから、3点目の隣県と協議し、隣県というのは、これは岡山県の美作市が一番中心になろうかと思っておりますけれども、そういう対策は取れないかということ、また、防犯カメラの設置はできないかということにつきましては、まずは、町として、そうした、できる限りの対策を関係各課・関係機関と協議をしながら、一定の不法投棄対策を検討し、それを実施した後に、必要に応じて、当然、隣県、また、その隣の市とも、自治体とも対策、足並みをそろえてやれるように協議をすることも検討したいというふうに思います。

また、防犯カメラの設置につきましては、これは一定の有効性があるというふうに考えておりますので、場所によっては、電源や設置場所の確保が難しかったり、人目のつかない場所では、この防犯カメラ自体が盗難にも遭うということも、こういうことも多く多発しているということも聞いております。担当の企画防災課において、どのような方法が可能であるか、また、有効であるかを、また、検討をさせているところであります。

その上で、地域の皆さんにもご相談をさせていただきながら、例えば、地域づくり協議会に交付しております包括交付金の追加交付等も検討して、防犯カメラの、そうした不法投棄防止のための設置についての検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

最後に、収集した不法投棄物は行政が責任をもって回収してもらえるのかということにつきましては、これまでも、地域の皆さんの活動により、大量に収集されました不法投棄物につきましては、佐用クリーンセンターの職員が収集場所へ出向きまして、回収をし、この処分を行ってきておりますので、今後も、そういう体制は取ってまいります。

今後については、そうした連携を密に、さらにしたいと思っておりますし、また、少量の物であれば、不法投棄物に限りまして、クリーンセンターへ直接持ち込んでいただければ

ば、これは無料で処分をさせていただくこととしております。

この不法投棄の問題につきましては、もう以前からの本当に深刻な問題でもあり、これも全国的に発生をしている問題でありまして、これは、もうモラルの低下による、そうした問題であります。町といたしましては、そんなに効果は、なかなか、これがないんですけれども、以前から広報紙などの啓発なども、継続して実施をしてみたいと考えております。

しかし、改めて申し上げますが、不法投棄は、罰則金が 1,000 万円。また、5 年以下の懲役、そうした非常に重大な法律違反であります。よって、一番、やはり効果があるのは、この不法投棄した者を警察が検挙して、罰則を科するというではないかというふうに思います。

先般、防犯協会の総会がありました。その時に、たつの警察署長にも、重点的なパトロールはもちろん、ただ、パトロールだけでは、なかなか夜不法投棄される場合が多いので、検挙をする努力をしてほしいということも要請をいたしました。

そういう中の方法として、私は、抑止力としての防犯カメラもあるんですけれども、検挙をするための防犯カメラ、そういう取り付け方も、私は、あるのではないかとということも、担当に指示しております。

そうした、投棄をしている、実際の現場を押さえて、警察も証拠がないと動きませんので、そうした防犯カメラで、車と、不法投棄している現場、そういうものが幾らかでも映っておれば、それを捜査して検挙し、不法投棄者に対して重い罰則を与える。こういうことを、やはりやってほしいということをやりましたし、町としても、そういう警察とも連携をしていきたいというふうに、私も思っております。

非常に腹立たしい、本当に問題だということ、私も、そういう思いでおりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 町長のほうから、非常に前向きな意見を、答弁をいただきまして、ありがたかったと思います。

ただ、まだ、収集という部分においても、例えば、多分、住民課のほうで、こういうチラシ等の話が行っていると思います。こういう写真、町長は見られました。この時は、幕山の地区センターで集めていると、ただ、それは、その時のんだったんですけど、地区名言うてもいいんですけど、一応、言わずにおくと、別の地区で、国道沿いで、大きな木を切った時に、この木、どうするんやと言ったら、相談に行っても、請け合ってくれないから、全部、切ったやつを自分らで搬出している。そやけど、それをしよったら、こんなしよったら、けがするよ。保険かけておると言っても、はっきり言って、木を切りよって、処理しよって、割と、言っちゃ悪いけど死人が出ている場合があるんやね。だから、これ、このまま、太い、こんな木ですよね。こんな木、何本も切っているんですよ。今、こんな、ちょっと、言えないですけど、あまり県のほうは言っちゃ駄目なんだろうけど、こんな、ちょっとお宮さんにあるような物を立てよったりして、立てるとこも、僕も見たいんですけど、そういう形で、ちょっとでも、それは、なぜ木を切ったかと言うと、不法投棄が激しいから。

それで、小さな不法投棄、缶ジュース等の不法投棄なら、まあ、いいんですけど、大き

い…、いや、よくない。ごめん。それもよくない。万能峠（萬ノ峠）なんかだったら、結構、酎ハイのあれを捨てていたりね、いっぱい、いろいろとあったんで、とんでもないなと、多分、酎ハイ飲みながら運転しておるんだらうないのが…、ちょっと、話が横へ逸れましたけど、缶ジュース、小さな物もいけないけども、ねっ、タイヤがいっぱい。80本ぐらい出たとか、あとテレビとか冷蔵庫とかいっぱい出ていると。池の中に、そういうような物いっぱい出ていると。そういうことになると、やっぱり出せりゃいいけど、大きな木なんかも、そこへ収集の場所までも出せなかったというのがあって、自分らで運んだというのがあって、軽トラで何杯も運んだというのがあったから、こういう時は、ちょっと、行政、もうちょっと、集めた物を収集するんじやのうて、そこまで収集に行っておいてほしいなと、その時は思いましたね。

なかなか、それは、難しいかも分らんけども、ただ、さっき言った、小さな物も駄目ですけど、小さな物だけの時ぐらいなら、まだ、みんなでしょうかと。集落の僕らでも、活動とか、ごみ拾いとか、草刈りとかいろいろやる、その範疇で、できる範囲ならいいけども、そうじゃない場合、こりゃ、僕、見た時、これは無理やどと思った。

どことは言えないけどね、こんな急峻なとこ、あんたら、こんなとこ、よう切ったな言うて、ようけがせなんだなという。やっぱり、そういうところ、ほんじゃ、そこに木が倒れているままなんですよね。これ、どうするねんって、しゃあないで僕らする言うて。いや、これ事故するでと。

だから、そういう時は、もうちょっと、行政、一步踏み込んでしてほしいなと思います。

さっき言ったように、幕山の、あっこに集められる範囲、あそこも、とんでもない量ですよ、写真見ても、とんでもないし、すぐ行って見て、したりして、いろんな家電製品、こんな物がいっぱい出て来て、どうもならんようになるんだけども、ちょっと、そういう時に、大きな、とんでもない物があるような時には、もうちょっと、行政の手助けをお願いしたいなということで、もういっぺん、答弁だけ、これお願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 幕山のそうした木を伐採されたところ、私も見ております。

それは、目的としては、防災の問題もあったのかですけども、まず、今、山本議員がお話のように、木があるから、そこが隠れて、不法投棄がされやすい。だから、きれいに、そこ木を切ろうという思いでされたんだというふうに思うんですけども、ただ、まあ、その場所も民地でもあり、ああした大きな木を伐採することと、そういう関連性はあるとしても、実際、木を切ること自体は、なかなか、そういう地域で、地権者に許可を得られて、伐採されたんだと思いますけれどもね、私が相談があれば、ちょっと、そのへんは、無理しないでくださいというお話をさせていただいたと思いますけれどもね、よく、あんな大きな木を切られたなと思うんです。

ただ、それを、ほんなら、搬出して、また、処分するということ自体は、なかなか、あの場所では難しいところ、ものであります。あそこだけを見ればね。

ですから、そうした道路沿いの樹木、非常に木が大きくなってきている。この問題は、この問題として、視距の改良の問題とか、そうした防災上の木が倒れて、電線を切ったり、また、そうした災害を起こす原因になるようなところを、そういうのを整理していくことは、これは、また、1つ別の問題として取り組まないかん問題だと思っておりますけれども、そうした不法投棄については、少なくとも町も、たくさんの不法投棄がある時に、地

域だけに任せるのではなくって、それは、どうしても不法投棄者が特定できない場合には、その放置されたままになってしまいますので、地域と一緒に、収集作業をするというようなこと、これは以前にも、町も、そういうことをしたことがあるというふうに、私は、思っております。

万能峠（萬ノ峠）とか、ああいう国道沿いなんかについてはですね。そういうことは、行政としても、責任として、できるところは、やっぱり、やっていかないかんと思っております。

ただ、本当に、これは何十年も前から、ずっと継続してきて、以前には、どこかで、そうした、誰か、一度、不法投棄じゃなかったですかね、検挙したことがあると思うんですよ。あそこにも、不法投棄検挙しましたというような看板を立てたことがあったかと思うんですけどもね。本当に、何とか、そうした不法投棄をしている者を、これを検挙するというようなことを、改めて、取り組まないかんと、そういう問題ではないかなと思っております。

どちらにしても、地域の方に、非常にご苦労かけて、迷惑かけている問題でもありますので、町としても、それはでき得る、行政としての責任の中で、やれることはやっていきたいと思えます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） 町長から非常にいい返答をいただいております。

佐用町というのは、先ほど言ったような話の中で、いっぱい住民の方が頑張ってくれていると。これは非常に、やっぱり民度が高く、私は、佐用町の町民、すごいなと感謝しております。

やはり、今、佐用町人口減少していると言いながらも、そういった民度の高いところに最終的に人が集まってくるのではないかと。佐用みたいないいところに住んでみたいと思える町、そういう意味においても、こういうところだけは、きちっとして行って、町民の方が頑張ってくれている間に、町としても一生懸命取り組んでもらいたいということで、簡単ではありますが、これで質問を終わりたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） 山本幹雄議員の発言は終わりました。

続いて、9番、千種和英議員の発言を許可します。

〔9番 千種和英君 登壇〕

9番（千種和英君） 9番議席、千種和英です。本日は、通告に基づき2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目、「縮充」まちづくりのアクションプランは。

佐用町においては、全国的にも早い時期から地域づくり協議会を組織し協働のまちづくりに取り組んできました。その活動の見直しである、「みんなの地域づくり協議会活力向上プロジェクト」にも取り組み、13の地域づくり協議会全ての見直しが「さようみん活フォーラム」で発表されました。

そして、今年度から「縮充」をキーワードにした新たな協働のまちづくりを展開しよう

としています。

縮充とは、兵庫県在住で、テレビ等にも多数出演され全国的に活躍されているコミュニティデザイナー山崎亮さんの著書「縮充する日本～『参加』が創り出す人口減少社会の希望」の中で提唱されている、縮みながらも地域の営みや住民の生活が充実した地域社会を創ることです。その中で「縮小」を「縮充」に導く唯一の解が「参加」だと述べられています。

町民の皆さんの充実感につながる「参加」を促すため縮充の考え方や具体的な取組を町民の皆さんに伝え、活動につなげるためのアクションプランの作成や広報が必要だと考えますが、どうでしょうか。

また、山崎さんは著書の中では、縮充は「まちづくり」はもちろんのこと、「政治・行政」「マーケティング」から「芸術」「福祉」「教育」まで、あらゆる分野でその参加の潮流を目標できると述べられています。

佐用町において縮充をキーワードに、新たな協働のまちづくりを推進するには「まちづくり」にとどまらず全体的に、その考え方を導入し取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。町長の見解を伺います。

議長（小林裕和君） 答弁、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの1つ目のご質問でございます「縮充」まちづくりのアクションプランについて、お答えをさせていただきます。

本町では、合併後の新しいまちづくりの方向性として「協働のまちづくり」を掲げ、住民と行政がそれぞれの立場や責任を明確にしながらか、協力し合い、よりよい地域づくりの実践を目指してまいりました。町内全域の13地区に地域づくり協議会を設置し、自治会とも協力・補完し合いながらか、地域のふれあい・交流事業や地域課題の検討、課題解決のための取組などを行ってまいりました。

設置から10年以上が経過した地域づくり協議会を振り返る取組「みん活」を、令和元年度から昨年度まで、全13地区において実施していただきましたが、これまでの活動や組織体制、まちづくり計画などを見直すとともに、将来を見据えた地域づくり協議会の役割やあり方についての話し合いが行われ、新たな取組が実践をされております。

しかしながらか、人口減少や少子高齢化が進む中、地域の担い手不足は深刻さを増すとともに、これまでどおりのやり方や考え方では地域活動を維持できなくなっていることが、大きな課題となって見えてまいりました。これからは、地域づくり協議会だけにとどまらず、地域にある様々な団体やその活動も含めた「地域全体のあり方」を検討することが必要になってきているというふう感じております。

そのため、地域だけでなく、行政においてもこれまでの仕組みや制度、考え方等を見直し、変えていくことが、自治会長をはじめ地域の皆様の負担軽減や暮らしやすさを実現するためだけでなく、住民ニーズの多様化・職員数の減少などの変化により、これまでどおりの行政運営が難しくなっている役場自体の負担軽減や効率的な運営にもつながるものであり、町全体の持続可能性を向上させることができるのではないかとこのように、考えております。

これまでも、既に、合併以来、急激な人口減少を見据えながらか、子育てや教育施設、また、社会インフラなど、計画的に統廃合や広域化などに取り組んでまいりました。

今後は、改めて、「縮充」という言葉をキーワードに新たな協働のまちづくりを推進し、

人口や規模は縮小しても、誰もが安心して楽しく暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと思います。

これからも人口減少社会が続くことは、避けられない事実です。「縮充」の「縮」とは、人口減少に対応するため、様々な制度や事業等を時代に即したものに変わっていくことであり、減っていくことを事実として受け止め、前向きに対応していくことが大切であるというふうに考えております。

その上で「縮充」の「充」として、楽しく幸せに暮らしていくために、何ができるかを考えていくことが重要であり、これまでも町行政において、様々な施策、先ほど申しました合併や統合などを実施してきたところであります。

そのような中、令和2年度に策定した第2期佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略において、人口という数量的な指標に過度にとらわれるのではなくて、一人一人の住民の皆さまに向き合っていくことを原則として、3つの基本方針を定めております。

1つ目は、人口が減っても安心して暮らせるような仕組みをつくっていく「人口減少への適応」、2つ目は、急激な人口減少カーブを少しでもなだらかにしていく「人口減少の緩和」、そして3つ目は、バランスのとれた夢ある新しいチャレンジ「地域の魅力・元気づくり」でございます。

これらの基本方針はまさに「縮充」そのものであり、これまでの町の方向性とも相反するものではなく、更にギアを上げて取組を進めてまいりたい決意でございます。

その具体的な取組といたしましては、本年4月より、兵庫県地域再生アドバイザーの佐伯亮太さんを縮充戦略アドバイザーとして委嘱し、週1回、役場に勤務していただき、役場内部の改革や部署間連携の促進、地域支援、人材育成などを横断的かつ戦略的に進めていく体制を整えております。佐伯アドバイザーには、すでに「みんな活」での地域支援や職員研修などにもかかわっていただいております、その経験やノウハウに基づくアドバイスを受けながら、職員一丸となって取組を進めていく予定でございます。

今年度は、縮充のまちづくりについて、認知度を上げていくための仕掛けや有識者・住民代表、職員代表などによる検討委員会の設置なども行い、その方向性を検討してまいりたいと考えております。

先ほども、申し上げましたように、行政においては、これまで合併以来、計画的に、その縮充の取組を実践をしてきたところでありますが、最近の新しい1つの例といたしまして、町消防団において、昨年度「全団員向けアンケート」と「全分団意見交換会」を実施し、それらの中で意見が多かった操法大会の開催方法について、参加分団を希望制に見直したり、「必要な訓練の充実」「出初式の簡素化」などを進めていくことによって、団員の負担軽減を図るとともに団員数の確保につなげ、持続可能な「真にやりがいがあり、地域に貢献する消防団活動」を目指して、具体的に検討を進めているところであります。

なお、縮充を提唱され、全国でご活躍のコミュニティデザイナー山崎亮さんには、縮充という言葉の使用については、ご本人から快諾をいただいております、本町の縮充のまちづくりにも協力をしますよとおっしゃっていただいております。

山崎さんが記されている「楽しさなくして参加なし」「参加なくして未来なし」つまり「楽しさなくして未来なし」、そして、そのために重要な「参加」「参画」ということについて、また「楽しさ」や「充実」について、住民の皆さんと一緒に考えていく場なども検討してまいりたいというふうに考えております。

また、千種議員がご指摘のとおり、この縮充については、まちづくり・地域づくり分野だけにかかわるものでなくて、町行政における全ての分野に共通するキーワードであるというふうに考えております。そのため、役場全体にかかわる取組として、協議・検討していくとともに、町の最上位計画であります佐用町総合計画の次期計画策定の際には、計画

の大きな柱にしたいというふうに考えているところであります。

今後は、私、町長をトップとして、全課長等が参加する会議において、縮充戦略について検討を進めていくとともに、庁内ワーキングチームなどを活用して、業務や制度等の洗い出しや見直しを行うなど、全庁体制で縮充の実現に向けた取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきますように、お願いします。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今回、質問させていただいてます、その縮充という考え方ですが、この著者の山崎さんとは、僕自身も、以前から面識がありまして、これが2016年に発売された本なんですけれども、発売と、僕、同時に、購入させていただいて読ませていただいております。

これからの地域のあり方、特に、人口減少が見込まれる地域、まちづくりにおいて、人口や税収、縮小するという現実を受け止めて、地域の営みや住民の生活が充実したものになっていく仕組みを編み出すという考え方自体には、読ませていただいた当初から共感をしまして、これを佐用町に落とし込んでいったら、どんな取組ができるんだろうかというようなことで、共感しているという立場で、これを推進していただきたいという立場で、幾つかの再質問をさせていただきます。

まず、先ほど、僕、通告のほうに書いてあります、そのアクションプランという形で示しているんですけれども、行政のほうでも、合併以来、ずっと、そういった形で取り組まれている。また、今回、これがキーワードになってからもしているという答弁もありました。

また、今後は、まず最初に、住民の方々に認知度を上げていく。また、ワーキングチームをつくって、そういったことを浸透するようにしていくということなんですが、なかなか、町民の方々と対話をしていまして、まだまだ、浸透していない。当然、ワーキングチーム、役職を持たれた方等々と、まずは、推進をしてくださいけれども、それと同時に、やはり、広く町民の方々に、この考え方、こうやって、今後、町は進めて行くんですよというようなことが浸透するようなアクションプランというのは、お考えはないでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えさせていただきます。

先ほど、議員さんがおっしゃられたとおり、この縮充の取組につきましては、ほか全国的にも、まだ、どこもされていないということで、先進的な取組だというふうに承知をしております。

そういった中で、まずは、先ほどありましたとおり、住民の方々に知っていただくということがございます。そういう中で、企画防災課のまちづくり推進会議というもので、いつも予定をしておるんですけれども、この委員さんにつきましては、町内のいろんな関係団体の方、46名ほどいらっしゃるんですけれども、まず、そういったところに全体会といたしまして、この縮充についての周知のほうを図るべく、研修のほうを、また、今年度中に実施をしたいと考えてございます。

それを踏まえまして、そのまちづくり推進会議の中に、まちづくり部会というものがございまして、特に、こういったまちづくりのほうを考えていただく組織でございますけれども、そこに縮充のまちづくりの検討委員会というようなものを設置をいたしまして、行政だけではなくて、皆さんの中で、縮充に向けて、どうしていくのがいいのかというようなことで検討していきたいというふうに、全体としては考えてございます。

また、地域のほうにおきましては、未来会議というような仮称なんですけれども、そういったものを設置をいたしまして、広く、できましたら、子供さんの意見も聞くような形で未来会議のようなものが2、3回、今年度中に開催できればなというふうに考えております。

また、行政のほうも、また、特に大事になってくるかと思っておりますけれども、行政のほうにおきましても、先ほど、町長の答弁のほうにもありましたけれども、町長をトップとして、課長等で縮充の戦略会議というようなものを立ち上げまして、そういった中で、全町的に、この取組について、いろいろと検討していくというようなことも考えてございまして、また、こういった、縮充に関しての地域おこし協力隊のメンバーも募集をして、そういった方が中心となって、みんなで考えていくような体制を取れたらなというふうに考えてございます。以上でございます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） そこでですね、進めながら、住民の方々に縮みながらも充実したまちづくりということを示していかれるんですが、僕自身、町民の方々に、じゃあ、充実というのは、どういうことですかって聞かれると、今、なかなかこう、回答がしにくいという状態でございます。

先ほど、3本の3つの柱ということで、人口が減っても安心して暮らせるまちづくりであったり、急激な人口減少をなだらかにする。また、バランスのある魅力的なまちづくりという形で、まちづくりに関しては、精神的な3本の柱というのは、示されているんですが、なかなか、やはり、町民の方と話をされていると、当然、今の3本の柱も精神的には充実したという形なんですけれども、将来、本当に、この町で、それが充実して暮らしていけるのだろうか、実質的な生活面で言うと、暮らしていけるのだろうかという話が、やっぱり出てまいります。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、まちづくり分野だけではなくて、この著書にあるように、いろいろな分野で、やっぱり縮充という考え方で取り組んでいくということなんですけれども、ちょっと、そのへん、やはり、実質的な生活をしていく中での充実というのは、どのような方向性をお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 言葉として、縮充という言葉が、何か新しい感覚、そういうものも、こういう問題に皆さんに関心を持っていただくためには、必要ではあるということは、私も思います。

ただ、やはり、中身として、先ほども答弁で申し上げましたように、合併以来、ずっと、

例えば、行革計画をつくり、その実施を、ずっと進めてまいりました。職員も計画的に減少をさせてまいりました。

ただ、その前提として、やっぱり、町行政としての役割として、住民サービスを、できるだけ低下させない。さらに、住民の皆さんが安心して、生活をしていただける。その要件としては、まず、一番基本的なものは社会インフラ、生活するために必要な水道であり、また、下水道であり、道路であり、そうしたインフラを、交通問題を、ちゃんと整えていくということが大事なわけです。

その上で、やはり、町民の皆さんの一番大きな関心事と言いますか、皆さんが、思っておられる重要なことは子育てであり、教育であり、そういう、子供を育てていくということ。そこに大事なのが、また、医療とか、そういうものを、何とか維持していくという。だから、そういう、やはり社会として、地域社会として必要な、生活していく上での、そうしたものを、人口が減って行けば、それなりに、やっぱり施設、その規模としては統合したり、また、広域化によって、ごみの処理をしたり、消防とか、そういう安全面で、今、広域化をしていくような、そういう体制を取りながら、そのことによって、さらに、そうしたものが強化をされていくという、関心がさらに高まるということが、私は、一番大事なんだと思います。

だから、決して、縮充ということが、言葉として、今、先進的に取り組んでいるというふうに思う、担当課のほうも、そういうことで、答弁させていただいておりますけれども、私は、その中身としては、もうこうした合併以来の取組というのが、既に、行政としては、当然、それは行政の責任として進めてきた中身であり、そのことを、さらに、これから、もっともっと、人口が減少していくわけですから、これまでで、ほなこれで、全て将来安心して大丈夫かと言うと、現在の人口が将来的に必ず今の統計的に、これは科学的な数値として1万人ぐらいになる。

だから、1万人になった時の、先ほど申し上げましたようなものを、いかに維持していくのか。そして、住民が生活するための必要なものを、この行政サービスというものを、行政として、ちゃんと提供できる。維持していく。私は、そのことに尽きるというふうに思っております。

そのことを、町民の皆さんが、今じゃなくって、やっぱり20年、30年先も一緒に考えていただきながら、今の現状というものに対して、理解をしていただき、一緒に、また、将来に向けた、こうした取組に参加していただくということ、このことを、やっぱり進めていかなきゃいかんというふうに思っております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君）                      千種議員。

9番（千種和英君）                      今、町長から答弁いただきました。

僕自身も、町長が、今までされていた行政運営、また、行革に取り組まれたことというのは、認識もしていますし、これだけ人口が減りながら、これだけの、きっちりとしたサービスが受けられる佐用町に対しては、非常に評価をさせていただいております。

行政運営の立場ではなしに、ちょっと、視点を変えてみますと、やはり、人口が減っているというのは、全国的にそうなんですけども、佐用で、やはり言いますと、なかなか生活がしにくい。仕事がないというお話があります。

先ほどの、最初の町長の答弁にもありましたように、まちづくりという点から考えても、やはり、次の担い手がないというのが、大きな課題であるということも、

答弁の中にありました。

まちづくりに関わる、次の担い手、誰かと考えてみますと、当然、今現在、活躍している方に引き続き活躍していただくのはもちろんのこと、次の世代の皆さんであったり、女性の参画、これは、みんな活のほうでもあったんですけども、なかなか、役員さんに負担がかかって、次の人が参加してくれないんだというのは、何か所かの協議会から出たことだと思います。

そうなりますと、先ほど言いました、まちづくり分野から、ちょっと、仕事だったり、生活というふうに目を向けていかないと、人数も減ります。しかし、今の活躍されている方は、この町で活躍していただけますけれども、次の世代、じゃあ、どうやって、この町で生活をしていくんだろうという、住民側の視点から言いますと、その部分にも縮充という考え方の中、この著書の中で言うと、新たな働き方というのが生まれてきてますよ。だから、地域を、先ほど、町長の答弁にもありましたように、楽しみながら生活するんですよというところの、ちょっと、支援策であり、調査研究、お手伝いというのが必要ではないのかなと思うんですけども、そのへん、住民側の視点から言うと、どんな感じでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） ちょっと、なかなか、質問が難しいんですけども、ちょっと、最初に整理させていただきますと、結局、この縮充という、私が考える縮充というのは、これまで、非常に、日本というのは、ずっと人口が増えてきた時代が長かったわけです。その人口や経済の拡大に合わせて、自治会とか地域の仕組み、あるいは役場、県もそうでしょうし、国自体も、全て業務の内容自体が、もう拡大、拡充の方向で、ずっと長い間来ています。そういうことが、全部出来上がっていますので、これが人口減少時代に、これから長期間続いてまいりますから、そういう町の、地域の仕組みを変えていくということを、これがやっていかないといけない。これが縮充のことだと思います。

で、人口や、そういう規模としては縮んでいくんですけども、縮減でも縮退でもなく、また、拡充でも補充でもない、縮みながら充実をさせて、質感がよく温かい地域をつくっていくと、そういうのが、私が考える縮充ということだと思っております。

先ほど、町長の一番最初の答弁の中で、消防団の話がございました。これ、じゃあ、消防が、何が、それ縮充と関係してくるんだということ、分かりにくいかと思うんですけども、消防団も、これまでは若い方が、ずっと入ってきて、ある程度、年齢が来れば退団をされてという中で運営をされてきたわけでございますけれども、もう、今、若い方が、だんだん入らなくなっているというよりも、もともと人数も少ない。生活も多様化して、なかなか出ることができない。その中で、操法大会の話がありましたけれども、じゃあ、操法大会をやるのが目的化していないかということです。

同じ方が、3回も、4回も、5回も操法大会をやるようになる。出る方が限られますのでね。これでは、なかなか、皆さん、やる気も起きないと。そういう中で、こういう活動を見直していこうと。ただ、本当は、操法大会をやるのが目的ではなくて、きちっと有事の際に、活動できるということが目的なはずですので、こういうことは希望制にして、でも、全てをやめるんじゃないくて、必要な訓練については、やっていこうと、こういうことを見直してきたわけです。

で、じゃあ、その見直してどうするかと言いますと、例えば、そこによって、資源が余

ってくるはずです。消防に参加しておられる若者が、時間に余裕とか、そういうことが生まれてくると思うんですね。新たに、生まれてきている地域課題、あるいは、地域で担い手が不足している、そういったところに、ぜひ参加をしていただきたい。これまで、そういう分野に参加できなかった若者が参加をしていただきたい。あるいは、千種議員おっしゃったように女性ですね、これまで、なかなか自治会活動ですとかいうところには参加しにくかったかもしれませんが、地域づくり協議会は、どう言うんでしょう。家単位ではなくて、個人で参加ができる組織に、今でもなっております。

だから、こういった分野に、これまで、参加できなかった方に、参加をしていただきたい。こういうことが縮充に、私は、つながるんじゃないかと、そういうふうを考えております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今の答弁も、非常に、僕も認識をしているとおりで、頼もしいなと思えました。

その中で、先ほど、僕は、頻繁に、この一般質問の中で、やっぱり質しています商業であったりマーケティング等々も、ここに新しい働き方、仕事の仕方というふうに出てまいりますし、もう1つ、やっぱり気になっているのが、僕、先ほど、町長の答弁にもありました。やはり、町民に何ができるのかという大切なことは、子育てであり、教育であり、その先には、医療であり、福祉でありということも、これ大賛成なんですけど、いかんせん、ちょっと、その教育に関しまして、縮みながら充実したものということなんですけど、今の現状を見ておりますと義務教育の世代から、やっぱり町外に教育を求めて出られる方が非常に多いという現状がございます。特に、高校、大学になったらありませんので、出ていかれるんですけども、そういった中で、最初の答弁にあったんで、こういった質問も再質問でさせていただくんですが、やはり、広い分野で見たとところでよりますと、これにも、やっぱり、教育に関しては、こういうふうな取組ができますよというふうに書いてあります。そういった部分、教育、若年、義務教育の世代から、この町ではない教育を求めていかないと、出ていく人が、今、多いという現状を含めて、この分野に対しては、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 教育、基本的には、所管としては教育委員会が、そうした子供たちの教育の、いろいろと方向性については決定をして、教育をしているわけです。

ただ、やはり、これだけ多様な世の中になってきて、子供たちも将来に向けて、いろんな将来の、どういう仕事に就きたい。その内容も、非常に幅広く多岐にわたって、時代とともに変わってきました。

ただ、基本的に変わらない部分も確かにあると思うんですね。

だから、私は、まずは、合併以来、教育が、誰でも、どこにいても安心して、教育が受けられる環境をつくる。そういうために教育施設の充実、今、やっとならぬ県も県立高校の施設が、非常に老朽化していると、そういうものに、教育環境をしっかりと整えるために、5年間

にわたって、大きな予算をつぎ込むんだということを、知事が表明されましたけれども、それは1つの行政が行う大きな責任、仕事であり、当然だと思うんですね。

ただ、そういう学校というものの、教育環境というものを整えた上で、じゃあ、どういう教育をそこで行っていくか、これは、本当にソフトの部分で、根本的に、やっぱり、これは一番大事なところになるろうかと思えます。

ただ、そういう中で、地域の将来を担ってくれる人材を育成していく、そのための分野として、農業や林業とか、そういうものも昔からあるものも、やはり大事な分野です。

そういうところに、やはり人材育成をしていくということになると、例えば、佐用高校が、以前、昔から、そうした農業科や畜産科があり、地域の産業、1次産業を担う人材が育成されてきた、改めて、佐用高校の存在、教育のあり方、これは、私たちは、県教委にも求めていきたいと、先般も、そういう県教育委員会にもお話、要請をしてみました。

ですから、あと、その子供たちが、もう中学生ぐらいな時から、将来の、いろんな夢を持って、町外の、いろいろな教育機関、学校なんかにも通っている。この部分については、なかなか、それは、個人の、そういう夢というものを、一人一人の夢というものを、逆に応援をしなきゃいけない立場でもあるわけでありまして、ただ、その中で、やはり教育の中身として、私は、地域、自分の生まれたふるさと、そういうものに対する、以前から言われる郷土愛、愛着というものを、そういうものを、やっぱり醸成していくということ、これも、やっぱり教育の中身としては、私は、期待したいと思っております。

教育の中身については、教育長がおられますので、教育長のほうからも答弁していただければと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 教育に関して、やはり最終目的になるのは、社会的な自立ができるということですよ。

昔から言われているように、その自立をするためには、知徳体というか、やはり、心の育成であったり、豊かな心の育成であったり、確かな学力、それから、体力、そういった3つのことが関わるわけなんですけど、これは、何も学校教育だけで全てができるわけではありません。やはり、地域に出向いて、地域の方との触れ合いの中で、いろんな人との関わりの中で豊かな心を養うこともできますし、それから、家庭でのこともありますし、やはり学校教育以外のことと連携をしながら子供たちの自立を目指していくことが必要だと思います。

先ほど、町長も言われましたように、多様化が進んで、学びたいことが学べるようにということで、高校の学区も広がりましたし、それを、やはり止めることはできないと思います。

ただ、やはり地域に根差した教育というのは大事だと思っておりますので、そういったところで、学びたいことが学んだ後、また、地域に戻ってくる子も、やっぱり増えてくれたらなというふうには思いますので、やっぱり地域と連携した学校教育というの、重要な部分の教育の1つではあると考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） ありがとうございます。

通告の元に戻りまして、そのアクションプランというのを、僕、提案をしておったんですけれども、今からは、行政のほうで、ワーキングチームをつくったり、地域の方々に縮充という考え方、取組を広く周知していくということなんですが、それと同時に、やはり僕自身は、住民の方々に広く裾野まで広げるような取組をされてはどうかかなというふうに思っております。

現在、佐伯アドバイザーが縮充戦略アドバイザーとして着任されて活動も始められています。今後、まさに、その普及、啓発、取組を広げるために活動していただけるということで、非常に期待はしておるんですが、そういったことを、今も、僕、これも議会ですって言っているんですけれども、広報、人に伝えるという部分で広報紙なのか、講演会の開催なのか、また、佐用チャンネル等々で、この考え方をお知らせするような番組をつくるということで、住民に対して広く伝えるということ、もうちょっと注力してもいいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 先ほど、企画防災課長のほうも、若干、お答えをさせていただきましたんですけれども、当然、広報等でお知らせをしていくことというのは、当然、考えております。

その中で、8月ぐらいから、そういった住民の方にも参加をしていただいて、できれば若い世代、お子さんの世代にも参加をいただいて未来会議のようなものやしていきたい。当然、こういう場合には広報紙でもお知らせをしますし、また、あるいは、佐用チャンネル、こういったものの取材もしていただきたいなというふうには思います。

また、毎年度、ちょっと、コロナで少し飛んだ時期がございますが、2月の中旬頃、上旬ですかね、みんな活フォーラムを継続して開催しております。全ての13の地域づくり協議会の振り返りの取組の発表が一巡終わりました。ですので、次回みんな活フォーラムでは、この縮充のことを中心に内容を考えさせていただいて、皆さんにも考えていただく契機にしたい。そんなふうなことも思っております。

それで、今年度については、そういうこともやりながら、地域のほうのことばかりではなくて、役所の中の、そういう縮充の取組というのを、これを一番やっていきたい。そういうふう考えております。

先ほどの消防団の話もそうですけれども、役所側が見直すことによって、地域の方々にかかっている負担を軽減することができる取組というのは、相当あると思います。このへの洗い出し、見直し、ここを中心的に取り組んでいきたいというふう考えております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） そういった取組で推進していただくように、お願いしておきます。  
また、先ほど言いました佐伯アドバイザーが今年度から就任して活躍をしていただくん

ですが、それと同時に、地域おこし協力隊、コミュニティデザイナーということで、5月8日から募集をされております。まだ、1カ月で7月31日が締切りとなっておりますけれども、この1カ月ぐらいなんですけれども、このへんの応募の状況、問い合わせの状況というのは、どんな感じでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 今のところ、まだ、反応がございませんという状況でございます。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） ちょっと、意地悪に聞いてみたんですけれども、まだ、1カ月だったんですけれども、僕、これを見まして、まず、コミュニティデザイナーを募集しますという、その仕事の内容が理解をされにくいのではないかなというふうに、まず、最初に見て思いました。

当然、この山崎氏の著書であったり、こういった活動をされている方からすれば、ああ、このことを言ってらっしゃるんだなということが分かるかと思いますが、一般的に、地域おこし協力隊を募集するところの職種にコミュニティデザイナー、僕の舌が一番回っていないんですけれども、と言っても、ちょっと分かりにくいのかなというふうに思っております。

そういった中で、町長の最初の答弁にありました、この言葉を使うに当たって、山崎氏に関しても快諾をいただいて、協力をするというようなお返事もいただいているということでございます。これは、提案になるんですけれども、先ほど、言いました、やはり、町民の方々に、広くお知らせをするのに関しまして、当然、選任の佐伯アドバイザーもいらっしゃるんですけれども、せつかくのことですので、この山崎さんに佐用町の皆さんに対して、こういったことなんですというようなことをお知らせいただけるような機会をつくってみてはどうなのか。また、それが、先ほど言いましたように、この地域おこし協力隊、当然、通常のように発信はされていると思うんですが、この山崎さんが、この佐用町に関わったよという話になりますと、当然、山崎さんを通して、全国に発信がされるかと思えます。そうなりますと、山崎さんと同じような思いを持たれた方、同じようなお仕事をされている方々が佐用町に興味を持たれる。割と、そういったことになりますと、割と、そのスキルとか経験をお持ちの方にも、そういった情報が伝わるのではないのかなと思うんですけれども、そのへん、ちょっと、山崎さんへの今後の依頼であったり、協力体制というのは、考えられないでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 失礼いたします。

協力隊ですけれども、今、課長のほうから、現状では応募がないということでした。

コミュニティデザイナーという、この呼び方というか、言い方、非常に分かりにくいとは思いますが、今回のこのコミュニティデザイナーの協力隊については、こちらのほうとしても、かなりの高いハードルを設けております。ですので、当然、ほかの協力隊もそうなんですけれども、これまで以上に、この縮充の考え方、あるいはコミュニティデザインの考え方を、しっかり持った方じゃないと採用しないという意気込みで、担当のほうも持っておりますので、少しハードルは上げているような状況でございます。

で、先ほど、山崎さんにも来ていただいたらというご提案いただきましたんですけれども、まだ、決定はしておりませんが、担当者のほうは、実は、そういうことができたらいなということを言っております。当然、スケジュール、予算、いろんな問題がございますので、これについては、確約できませんけれども、そういった機会が設けられればいいなというのは、これは、私としても、そのようには思っております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） ぜひ、この考え方であり、国がやっています地域おこし協力隊の制度、上手にを使って、この縮充という考え方の中で、住民が暮らしやすい佐用町を目指していただきたいと思っておりますので、僕自身としても、応援させていただきますので、引き続き、よろしく願いいたします。

この件につきましては、以上とさせていただきます。

次の質問をさせていただきます。

タクシー料金値上げに伴う支援の拡充を。

外出支援サービスの一環として、タクシー運賃助成事業として65歳以上、介護認定を受けている方、一部障害者などを対象に1冊12枚つづり、年間5冊まで1,000円の範囲内で2,000円以下は半額、2,001円から3,000円は料金から1,000円を引いた額を助成。3,001円以上は2,000円の助成という制度がございます。

5月31日からタクシー料金が引き上げられております。業者の方にお聞きをしたところ、この料金変更は、燃料価格はもちろんのこと各種原材料費の高騰が原因で、約30年にわたり料金を維持してきたが、経営努力の限界を超えた苦渋の決断だとおっしゃっております。

外出支援サービスは、高齢化率の高い佐用町において、その対象の住民にとっては日々の生活に必要な不可欠なサービスであります。日々の生活において、大きな負担増となります。支援の拡充は考えられませんか。

町長の見解を伺います。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2つ目のご質問でありますタクシー料金値上げに伴う支援の拡充をということについて、お答えをさせていただきます。

まず、5月末にタクシー運賃が値上げされることは、佐用町のタクシー運賃助成事業と関わることから、5月上旬に町内の事業者から報告を受けて、私も知ることとなりました。

運賃改定は、国土交通省近畿運輸局が大阪地区及び神戸・阪神地区並びに姫路・東西播磨地区から出された運賃改定申請を受けて認可し、佐用町の事業所へは、一般社団法人兵庫県タクシー協会を通じて通知があったというふうに伺っております。

このたびの運賃改定は、運転者の労働条件の改善等が適切に図られることを勘案し、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考えに基づいて査定をされたようでございます。

運賃の改定率は、近畿管内の地区や車の大きさが異なるわけではありますが、西播地区で平均的に13.81%の値上げ。一般的な小型車を例にとりますと、初乗りが620円から700円へ、距離加算が294メートルごと80円から、250メートルごと100円へ値上げとされております。

議員が心配をされておられるように、タクシーの利用者にとっては、物価高騰の波による生活費負担増と同じように、利用者が負担する料金が、当然、増えることとなります。

町が実施しておりますタクシー運賃助成制度は、利用した運賃に対して半額、そして、上限で2,000円を助成していますので、例えば、助成上限の2,000円を上限の60回利用される方におきましては、1年間に最大で12万円の助成をする制度となっております。

また、この事業への、現在、年間助成額、昨年度、約1,400万円程度というふうになっております。

利用者の支援拡大ができるかどうかについては、運賃の値上げで町の助成額も、当然、増加することや、団塊の世代が利用者層に差しかかってきて、昨年度から利用者が増えていくことから、今後、支出が拡大することが予想されますので、利用者状況の把握に努めてまいりたいと思います。

については、値上がり後の今月からの利用状況も注視をして、町の外出支援事業のコミュニティバス、さよさよサービス、タクシー運賃助成のこの3本柱のバランスをうまく保って、持続的に事業が運営できるような形で、当然、支援を継続してまいりたいと思っております。

ご質問に対するこの場での答弁といたします。

[千種君 挙手]

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 5月の全員協議会で説明もございました。

今定例会で審議をするんですけども、地域公共交通運行支援事業ということで、タクシー16台に対しても64万円の補助等々がされております。

何かと、いろいろな分野で価格の高騰、また、働き方の改革、先ほど、答弁のほうにありましたように、当然、タクシーを運行される事業者さんも、いろいろな苦勞の中で運営をされております。それも重々承知なんですけど、やはり、その住民の方々の、今からの、その移動に対する費用の負担増というのが、非常に大変になってまいります。

今回、この質問に関しては、再質問をするつもりございません。何とか、先ほど、答弁にありましたように、今月からの利用状況等々を検討していただいて、佐用町には、ほかの3本柱、2本の交通支援も移動外出支援もございます。そういったことを、ベストミックスで提案をして、住民の方々が快適に暮らせる地域づくりに取り組んでいただくよう、これはお願いをしまして、この質問は終わらせていただきます。以上でございます。

議長（小林裕和君） 千種和英議員の発言は終わりました。

お諮りします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）                   ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時とします。

午前11時19分 休憩

午後01時00分 再開

議長（小林裕和君）                   休憩を解き、会議を再開します。  
引き続き一般質問を行います。  
13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君）               13番議席の日本共産党、平岡きぬゑです。

私は、マイナンバー（個人番号）制度について、質問をします。

マイナンバーカードの取得は、希望者のみ、任意であることが法律の規定です。

しかし、国はマイナンバー法の改定案を国会に提出し、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに置き換えるなど事実上、マイナンバーカードの所持を強制しようとしています。

ただ、6月2日に法案は可決、トラブルが相次いでいる中で、審議を打ち切り、矛盾を残したまま、賛成多数で可決成立しました。

マイナンバーカードを巡り、個人情報に漏えいするトラブルや、健康保険証のシステムトラブルなどが全国で発生しています。また、カード申請率を地方交付税の算定基準に盛り込むことで普及を競わせるという国の姿勢は問題です。そこで、次の点について佐用町の実態と町長の見解を伺いたします。

①、マイナンバーカード交付率。

②、カードを巡るトラブルは、佐用町として把握されていますか。

③、地方交付税への影響は、現在、どのようになっていますか。

④、岡山県備前市はマイナンバーカードの有無で保育料や学校給食費無償化など住民サービスを差別したと報じられました。行政サービスを人質にするやり方について、どう思われていますか。

⑤、健康保険証を被保険者に届けることは保険者の責任です。マイナンバーカードがない場合は申請による「資格確認書」を発行するということですが、申請方式になると保険料を納めていても申請漏れなど「無資格」「無保険」になることが避けられないのではないのでしょうか。

⑥点目、各種手続きで従業員からカードを預かる事業者、介護施設等管理者などの責任と事務負担など問題が指摘されておりますが、その実態はつかまれていますか。

⑦、世界では数々の問題を抱えるマイナンバー制度の見直しが進んでいます。町民からは、カードへの一本化で生活に支障が起こることへの不安の声があります。国に利用範囲の拡大や健康保険証との一本化について、意見を上げるべきではないかと思えます。

以上、ご回答、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君）

はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、平岡議員からのマイナンバー制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき発行される IC カードで、身分証明書をはじめ、マイナンバーを証明するための書類として利用できるほか、IC チップに記された署名用電子証明書・利用者電子証明書は、民間や行政のオンライン手続き、インターネットアカウントへのログインなどに利用可能で、幅広いサービスに利用することが可能となっております。

カードの取得は任意であります。マイナンバーカードが普及することによって、各種行政サービスの電子化が進み、住民サービスの向上、スピーディーな社会保障の実現など、数多くのメリットが期待できるということから、国・県・地方公共団体の協力によって、普及促進のための取組が進められているところでございます。

まず、①点目のマイナンバーカードの交付率につきましては、この5月14日現在で、76.77%となっております。

次に、②点目のカードを巡るトラブルは把握しているかということですが、最近でのコンビニ交付サービスやマイナ保険証に絡む不具合の報道は、報道等で承知をしておりますが、本町における同様のトラブルは、今のところ発生をしております。

次に、③点目の地方交付税への影響はあるかということですが、国は、デジタル化の推進を一層加速化させるため、令和5年度、普通交付税の基準財政需要額にマイナンバーカード利活用特別分として500億円を増額措置したということであります。

今回、措置された500億円は、マイナンバーカードの交付率も活用して、カードを利活用した住民サービスの取組にかかる財政需要を普通交付税に反映するものでございます。

具体的には、全ての市町村において、基準財政需要額を増額算定し、その上で、カードの交付率が上位3分の1の市町村に対し、交付率に応じた割増率によって、さらに追加算定されるものでございます。

本町における普通交付税への影響につきましては、カードの交付率が直近の数値で算定されることから、現時点で交付率が全国で上位3分の1に位置するかどうかは、それは不明でございますが、ただし、参考数値で見ますと、令和5年4月末日現在では、交付率が75.6%であり、上位3分の1の交付率74%を上回っていることから、4月末日の時点では、普通交付税の追加算定の対象となると思っております。

また、仮に上位3分の1でなかったとしても、普通交付税が減額されるということではなくて、交付率が高い上位3分の1の市町村に財政需要があるとみなして、交付税を割り増しするというところでございます。

なお、具体的な交付税の影響額については、現在、普通交付税の算定中でございますので、また、交付税が算定でき次第、必要であれば、また、報告する予定でございます。

次に、④点目の岡山県備前市の事例を例にしたマイナンバーカードの有無で住民サービスを差別するやり方についてはどうかということにつきまして、現在、一部の自治体ではマイナンバーカードの普及を目的とした、いろいろな取組が実施をされていることは承知しておりますが、その内容は、自治体が抱える課題の解消に向けた政策として、また、自治体の特性を生かした重点的取組施策の一環として実施されるなど、デジタル社会の推進と住民生活の利便性の向上に向けた取組として、自治体個々の事情により様々な取組ではないかというふうに思います。

従って、他の自治体の判断による個々の取組内容につきましては、本町として意見を述べたり、また、評価する立場にはございませんので、回答は差し控えさせていただきます。

町では、現時点においてマイナンバーの取得を条件とした施策の実施は考えておりませんが、今後において、実施を検討する際には、住民サービスに不公平を生じさせないように、制度設計を行う必要があるということは考えております。

次に、⑤点目のマイナ保険証がない人に発行される資格確認書を申請方式とすると、申請漏れで無資格、無保険になることが避けられないのではないかとということにつきましては、国では、令和6年秋予定の保険証の一体化に向けて、順次、協議を進めています。

議員ご指摘のとおり、「マイナンバーカードを取得していない方などに対しましては、申請により、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための資格確認書を提供することととしてしております。

ただし、経過措置ではございますが、保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できることというふうにしております。

また、発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、1年間、先に有効期限が到来する場合は有効期限まで有効とみなす経過措置を設けられる予定でございます。

町としては、一体化に向けて、今後の国の動向を注視しながら、申請漏れなどがないように、広報さようや防災行政無線をはじめとする広報媒体などで周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、⑥点目のマイナンバーカードを預かる事業者や介護施設等管理者の責任と事務負担についての実態ということについてであります。社会保障や税に関する手続書類へのマイナンバーの記載は、法令で定められた事業主の義務であり、事業主はマイナンバー法に基づき、従業員からマイナンバーの提供を受け、必要な手続を行うとされております。

一方、事業主側では従業員から提供を受けたマイナンバー情報の目的外使用や第三者への提供は禁じられており、マイナンバー情報の漏えい、滅失等の防止、その他適切な管理のため、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要がありますので、その点は管理責任がございませぬ。

しかしながら、先にも触れましたが、マイナンバー制度による一連の行政手続は国の法令事務であり、マイナンバーを活用した国や地方公共団体間での情報連携が行われることによって、行政手続上の添付書類が削減されるなどの利便性が向上し、加えて所得をより正確に把握することができることで、よりきめ細かな社会保障制度の設計に役立つものだというふうに考えております。

なお、現時点において町内の事業者からマイナンバー制度による事務の負担や苦情等についての声は聞いてはおりませぬ。

最後に、カードの一本化で生活に支障が起きると町民から不安の声がある。国に一本化をやめるよう意見するべきではないかということではございますが、一部の諸外国では日本に先立ち早くから共通番号制度が実施されております。

中には、他人の社会保障番号を不正に入手し悪用する事例もあるということではございますが、これらは制度的に番号の利用制限がなく、本人確認も番号のみで行われていることが原因ではないかというふうに言われております。

日本のマイナンバー制度では、海外での悪用事例も踏まえて、利用範囲を法律で制限するとともに、利用する際の厳格な本人確認も義務づけられているため、万が一、個人番号が漏洩した場合でも、番号だけでは手続きが不可能であるため、簡単に悪用されるものではないというふうに思います。

一方、マイナンバー制度は、利便性の高いデジタル社会の実現に向けて、国全体で取組が進められているものであり、前述のとおり社会保障や公共サービス、公的機関の利用の

ほか、銀行口座の開設や民間サービスの利用に至るまで、生活のあらゆるシーンで活用されることで、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤になるものと認識をいたしております。

カードへの一本化で生活に支障が起こることへの不安の声があるところのご指摘でございますが、国は令和6年秋頃を目途に、現在、使われている紙の健康保険証を原則廃止して、マイナンバーカード、マイナ保険証に一本化する方針を明らかにいたしました。

現時点では、マイナ保険証が利用できる医療機関等は限られておりますが、今後、利用可能な医療機関等の拡充が課題となっておりますが、マイナ保険証にすることで、医療機関や薬局の窓口でカードリーダーをかざすだけで保険証として使用できるほか、転居や転職した場合の継続使用、医療保険のスムーズな資格確認、高額療養費制度における限度額の認定、医療費控除など利用者にとって様々なメリットが期待されております。

同時に、医療機関側にとっても、医療費請求等の事務量が減るといったメリットが期待されているところでございまして、町といたしましては、町民の利便性向上のため、引き続き国・県の指導に基づいてマイナンバーカードの取得推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、質問に対するこの場での答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 最後にお尋ねしたマイナンバーカードを一本化することで、生活に支障が起るのではないかと不安の声が町民から聞いているという関係についての町長の答弁は、具体的にマイナンバー制度そのものが、有益だと、利用を、いろいろ医療機関においても資格確認、あるいは医療費、事務量が減るとか、いわゆる利便性を強調されましたけれど、実際、スタートした段階で、スタートする前からですけれど、マイナンバーの漏洩の問題、個人情報の2021年度でも2017年から2021年、5年間で少なくとも3万5,000人分のマイナンバーに関係する情報の紛失とか漏洩が明らかに、これ国会ですけれど、なったということや、また、最近でも新聞紙上でカードを交付する際に、本人が希望していないのに、保険証機能を持たせることや、あるいは公金受取口座のひもつけで本人ではなく家族名義の口座の登録になっていたとか、マイナ保険証に別人の医療情報のひもつけがされていた。また、住民票の写しなど、コンビニ交付で別人の証明が発行された。あと、マイナポイント第2弾では、ポイントを別人に誤って付与したとか、それは、法律、国で、国会を通った後の国の厚生労働省からの、いろいろな問題点の指摘がされたものが新聞で公表されています。

ですから、こういう報道を受ける中で、今、慌てて、なぜ、そんなに慌てて、そういった問題点が数々あるのを、きちんと解決しないままなのかという不安は、非常に大きくなっているし、国に対しても、この関係については、正直、信頼できないという空気が大きくなっていると、私は、思います。

で、佐用町では、具体的に、その報道にあるようなことは把握されていない。実際には、ないということで、トラブルはないという、最初の質問で回答されています。

具体的に保険証の関係で、もう少しお尋ねしたいんですけど、保険証を廃止することで、今回、これまで、いわゆる保険証、短期保険証、保険料の関係でとか、保険者の資格証明書、こういうものは被保険者であるという資格証ですけれど、これらは、今回、紙のものが法律で、来年の秋には廃止していくということで、それも同時に廃止されるというふ

うに、一部報道を聞いているんですけど、事実、そうなんですか。

ちょっと、短期保険証の関係者が、今現在、どれだけあって、また、資格証明書を発行されているところ、保険者がどれくらいあって、それらの人に対する影響というのは、私、大きいと思うんですけど、廃止されるということで、影響があると思いますが、具体的に佐用町の影響として、現時点でどうなんですか。廃止されると。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えいたします。

短期被保険者証につきましては、まだ、これ国から情報が来ている中では、廃止する方向で協議されているということで、決定事項は、まだ、確認しておりません。

本町におきまして、短期被保険者証をお持ちの方が何人いらっしゃるか。それから、資格証をお持ちの方が何人いらっしゃるかという数字につきましては、ちょっと、細かな数字は、手元に持ち合わせておりませんが、実際、そういう方がいらっしゃることは事実でございます。

ですので、今後の国の動向を確認しながら、それに従って事務を進めていくことになると思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 健康保険証は、健康を害した時に、私たちが唯一頼りにしているものです。

日本の国は全員が健康保険証で保険適用されるという、そういう優れた制度を持っているんですけど、今回の国の法律の改正に伴って、具体的に、その保険証1枚でお医者さんにかかれていたものが、できなくなるという実態が生まれるということは、これは具体的に起きると思います。

ですから、その問題は、国から等の情報とか、国に準じて粛々とするという、その方法でいいのか。本当に、町民を守るという、一番末端の自治体として、国民いうか、町民の命を守るという、そういう行政としては、国の制度はそうだけど、それでいいのかという点は、嚴重に受け止めて、対応してほしいんです。で、国に対しても、それについては、声を上げて行ってほしいと思いますが、もう一度、その点、聞かせてください。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 国においても、そうした法改正、私たちの代表である国会で、改正がされて、それを、行政としては、間違いのないように、粛々と、それに当たっていくと、事務を執行していくという、そういうことしか、私たち、町自治体においては、なかなか、じゃあ、町自治体、町が、じゃあ、どういう方法がいいんですかと、どういう取組をするんですかと、それから、それだけ外れたから、そういうところから外れて、独自のことが

できるものでも、私はないと思います。

平岡議員において、こういう方法だったらできるんじゃないかと、あるんだったら、教えていただいたらいいですけども、私は、やはり、国全体として、こういう、これからのデジタル社会の中で、マイナンバーが1つの大きなツールとして、つくられて、今、問題になってきているのは、確かに、人が事務的なことをやります。そこで人為的なミスというのが、必ず起きるんですよね。だから、それは、確かに、急いでやっているという点の中で、ミスが起きているということもあろうかとは思いますが、それがあから、こういう制度は要らないんだという問題ではないと思いますし、町としては、やはり、私たちの町として、各それぞれの担当しているところは、慎重にミスのないように、これを取り扱っていくということしか、答えようはないということだと思いますけれどもね。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） これまでの保険証、紙の保険証の場合、町長の、町の責任として全ての人に保険証を渡すという、これは町の責任でやってきたことなので、廃止後は、マイナ保険証を受け取るためには、本人が申請をする。また、これは、5年に一度は更新が必要になるというふうに情報で聞いておりますけれど、その申請がなければ保険証を失うわけですから、保険者として、町の責任なんです。そこを、ちゃんと果たしてもらいたいということを言っているの、国が制度として、申請方式に大きく転換したわけですから、その点、保険者としての責任を果たすためには、国の言うとおりの申請がなければ、本人の保険証がなくなってしまうというふうな受け止め、いや、しょうがないとはおっしゃっていませんけれど、そのように聞こえるようなことでは困ると思うので、そこは、佐用町だけでなく、佐用町民の最高責任者として、それぞれの関係者とも力をあわせて、国の、そういう申請方式について、全ての町民の命を守る健康保険証をなくしたら困るんですということを強く、私は、声を上げていってほしいというのが、言ってほしいんです。

だから、法律で決まったら、法律を守らないかんの、もう当たり前のことなんですけれど、そういう事態については、ちゃんと意見を上げるべき時には、上げてほしい。それが、私から言える最大の回答なんですけれど。はい。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 現在の健康保険証についても、保険者として、被保険者に対して、その保険証を作成して、それは、交付をしているということで、それも当然、何年かごとに、有効期限があって更新をしているというふうに思います。

ただ、マイナンバーカードが、カードそのものが、申請主義、これは国が、そういうことになってしまったんですけれども、その中で、申請であったとしても、保険証がなかったら、誰もみんなが一番困るわけですよ。ですから、町としても、できることは、被保険者が、申請されなければ、その方の把握というのはできると思いますから、だから、それに対して、申請してくださいというような、1回目の通知はできると思いますけれどもね。そういうアプローチはですね。

ただ、どうしても、今の保険証であっても、取りに来られない方もいらっしゃいますし、それは、中には、そういう方が例外的にはあるかもしれませんが、誰しも、やっぱり必要なものについては、ちゃんと必要であるから、そうした手続きを取られて、それを受け取られるということになるんじゃないかと思えますけれどもね。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） あと、高齢者施設などの施設に入所されている人、それぞれ、マイナンバーカードは、それぞれ個人のもので、カードそのものをつくることも大変ですし、それから、入所されている施設のほうでは、今現在は、健康保険証、紙のものをお預かりして、必要な時に、それを使ってお薬をもらうとか、診察をされるとか、具体的な対応がされているようにお聞きしています。

そういう中で、マイナンバーカードになったら、そういった受診が受けられるのかどうか。施設で、カードそのものを管理できるかどうか。重要な保険証だけではなくて、ほかにも情報が入っているものだから、管理そのものが大変になるのではないかという不安の声をお聞きしておりますけれど、そういった点について、佐用町としては、何も具体的な声は聞いていないということなんです。今後、具体的に、そういった不安の声も出てくると思いますので、当然、ですから、いち早く、その実態をつかんで、その関係者の声を基にして対応できることを、ちゃんと取っていただきたいと思うんですけれど、その点、もう一度、回答ください。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

高年介護課で、施設サービス事業者には、その件を確認を取りました。

4 特別養護老人ホーム、2 介護老人保健施設、1 介護医療院に確認を取りましたところ、現在のところは預かったことはないということです。それで、そういった預かってほしいという要望もありませんということで、今のところ負担と感じたことはないという回答をもらっております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 確認を取られた内容について、もう一度、お伺いしたいんですけれど、預かったことがないというのは、マイナンバーカードを預かったことがないということをおっしゃっているのか、私が、言ったのは、現在は紙の保険証ですから、原本の、いわゆる健康保険証をね、預かっているんじゃないですか。

今度、それがなくなったら、マイナンバーカードを預からないかんのじゃないかというふうに思うんですけど、そうではないんですか。

そこのところを尋ねているので、現在は、まだ、今からのこととか、それは、マイ

ナンバーカードを預かっておられないとは思いますが、健康保険証は預かっておられると思いますよ。そのことをお尋ねしています。制度が変わったら、当然、預からなアカんのじゃないですか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 私が、先ほど、回答したのは、マイナンバーカードとしての回答です。保険者証は調べておりませんが、今後、保険者証機能を持つようになってからは、保険者証として、施設が預かるかどうかということの調査ではありません。以上です。

ですから、マイナンバーカードとしては、預かったことはない。ですけど、保険者証としては、今後、どうするかということは聞いておりません。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 来年の秋に、国はもう法律決めたから、肅々と言われるようにやられると思うんですよ。そうすると、当然、そういう不安の事態が発生するということは、想像できると思うんですよ。物事を、対応するには、こういうことが起きたら、こうなるだろうなという、実際に起こったこともそうですけれど、国が法律決めてしまったら、そういう、今、保険証は紙やけど、紙がなくなったら、それに変わるものを活用しないといけないということを想像したら、それの上に立って、いろんな問題があるでしょう。だから、町として、施設に対して、まだ、実態を把握されていないというふうに、今のお話だと、アンケートは別に、そういうことを想像した上での聞き取りではなかったと思うので、そういうことも考えて、対応してほしいんですね。

もう時間的には、すごくいろんな問題があるんですけど時間がないと言うたらあれですけど、非常に急なことやっていて、みんなが賛成したわけじゃないし、医療現場の先生方、保険協会の方などは、そういうことで、非常に問題だということを指摘して、国に対して声を上げて、こんなことを本当にやってしまったら大変なことになりますよという声を上げられています。そういうことの情報も聞いていただいて、町の責任者として対応してほしいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした施設の老人介護施設等で、常に医療をまた、受けられる、ほとんどの方がそういう方だと思うんですけども、現在も保険証を、そういう方から預かっていること自体も、これも便宜上預かっているんで、本来、個人のそういうものを、施設が全部預かるということ自体も問題があるのかもしれませんが。

ただ、それは、医療サービスとか、その施設での介護をしていく上で、便宜的に、その入所者との信頼関係の中で、その施設が預かっておられるのだというふうに思うんですけどもね、それがマイナンバーカードに変わると。

その時に、これが町がどうしなさいじゃなくって、その取扱いとして、医療施設として、これから、どういうふうに、そのマイナンバーカードを必要な時に使われるか。それについては、やはり、それが個人情報であり、マイナンバーカードが、そうした施設としては預かることができないと、いろいろなマイナンバーカードには保険証以外に、いろんな情報が入っているわけですから、そうなってくると、その必要な時に、それは手間かもしれませんが、それは、マイナンバーカードを必要な時に、その入所者から、それぞれ個人から提出していただくという方法しかなくなるわけですね。

ただ、そうしてくると、なかなか個人の方も意思表示ができない方とか、いろいろと出てくるわけですね。だから、そういう問題がある時に、じゃあどういうふうな施設が責任が持てるのか、その取扱いとしてどうするのかという話がされて、施設というものが、介護サービスを行う上で必要な取扱いであれば、施設の責任として、ほかのことには一切使わない、厳重な管理をするという前提の中で預かるんだということであれば、預かれるのではないかと思うんですけどもね。

それを、今、町が、どうするんだというようなことを考えなさいと言われても、それは、できないと思いますよ。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 施設は施設で、それぞれ責任者がありますし、どのようにしたらええかという不安の声は実際聞いているんですね。

だから、先ほど、町のほうがアンケート取ったけど、何も聞いていなかったとおっしゃったから、そうではないでしょうということで、全体を、今度、マイナンバーカードに変わることによって、いろいろ、そういう懸念が生まれるということの認識を新たにしたいということです。

で、マイナンバーカードの保険証との結びつけで、具体的に、これ教育委員会になるんですけど、修学旅行なんかには子供さんが行く時に、いろいろ健康保険証とか、以前ですよ、今、具体的にどうなのか、あれなんですけど、紙のものだったらコピーして持って行ったりしていた、私は記憶があるんですが、現在は、どんなふうな扱いになっているんですか。ちょっと、具体的に教えてください。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） それでは、お答えします。

平岡議員言われるように、以前は、保険証のコピーを持って行っていましたが、結局、今、どうしているかというのは、ちょっと、今、把握はしてありませんが、途中、そういうのを持って行っても、あまり役に立たないという、正式には、本物ういか、そういうのが必要だというのは、ちょっと、聞いたりしておりますので、ただ今、どういう状態なのかというのは、ちょっと、確認してありませんので、また、後日、お願いします。

13 番（平岡きぬゑ君） 分かりました。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） あとマイナンバー保険証の保険証と結びついたので大変だということで、先ほどは、介護の高齢者の施設のことを言いましたけれど、障がいを持った方も、そのカードをつくること自体から、写真の撮影とか、本人の証明するものを、つくる時から大変だというような、そういう事態も聞いております。

つまり、介護が必要な高齢者であるとか、障がい者、そういう、いわゆる社会的弱者と言われる人たちが、医療を受ける権利が奪われるというような内容のものになっております。いわゆる、そういう人たちに対して、非常に、問題のある制度ですから、ぜひ、それが実際に、秋には実行されるということにはなりましたけれど、それが実行できないように、私は声を上げていく必要があるのだと思います。

そもそもマイナンバー制度というのは、行政運営を効率化して、各行政分野を公平・公正、給付と負担の確保、こういうことを目的としてつくられたんですけど、具体的な、走ってみると、社会保障の関係とか、そういうことで、非常に、私たちにとっては、行政でいうメリットが感じられない。むしろ、危険だなと、怖いなど、不安のほうが大きいのので、その点、いろいろマスコミの報道を聞けば聞くほど、毎日のように、そういう報道が流れますから、漏洩問題であるとか、そういったことについて、町としては、今、カード取得のために、日曜日ずっと申請してくださいというお知らせを、ずっとされています。そういった点で、町民の不安を払拭するようなことについて、どんなふうにと考えていますか。どのように、考えておられるのか、ちょっと、お聞かせください。

[住民課長 挙手]

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えします。

マイナンバーカードの取得申請につきましては、ご自身でパソコンなりスマホで申請することもできますし、ご自身で写真を撮って郵送して申請することもできます。

ただ、そういったことができない方につきましては、役場本庁、各支所において、申請をされております。

それと、あとマイナンバーカードにかかる最近、連日、報道されておりますトラブルにつきましては、例えば、マイナポイントの申請について、ログアウトできていなかった問題につきましては、佐用町でマイナポイントを申請する場合に、基本的には、ご本人さんが申請をされるんですけども、それ専用のパソコンが1台ございまして、そこで本人さんが支援してくれと言われましたら、側について、ご本人さんに入力してもらい。また、ご本人さんが入力することもできないということで、お願いしますと言われましたら、ご本人さんに一つ一つ確認していただいて、支援をさせていただいておりますので、必ず職員が側についておりますので、ログアウトし忘れて、また次の方が重ねて申請をされて、違う方のポイントがつくというような、連日、報道されていますような事案については、佐用町においてははないということで、そのへんはご安心いただけたらと思っております。

また、公金受取口座が他人の名義とか、親名義といったことにつきましても、本町におきましては、当初から、ご本人名義の口座に限るということで、事務を進めておりましたので、それにつきましても、ご本人以外の口座が、例えば、乳児の方、通帳が、まだないん

だと言われた時にでも、ご本人名義の口座しかないので、駄目なので、新たにつくっていただけませんかということをお願いをして、口座をつくっていただいた後に、ポイントの申請、公金口座の登録をした上でのポイントの申請なども行っております。そのへんにつきましてもご安心いただければというふうに思っております。

以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） あと、佐用町のホームページで、コンビニ交付サービスの一時停止というお知らせが、いろんなマスコミの報道がある中で、いわゆる全てのコンビニでの証明書交付が停止しますということで、ご迷惑をおかけしますという日程的なお知らせがありました。これらは、ちょっと、担当者に直接聞けばいい話かもしれませんが、そこらへんは、国のほうの、いわゆる一斉に情報、ちゃんところ管理するということで、操作の点検がされた一連で出て来たものなのか、そうじゃないのか、ちょっと、そこ確認したいんです。お願いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） お答えします。

確かに、3月にあった、その事例についての総務省からの点検の指令は出ましたが、このたび、ホームページで確認いただいております事例については、当初から計画にあった、保守のための事例でして、それとは関係ない話であります。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、分かりました。ありがとうございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国で、6月の初めに、この保険証とひもづけにするマイナンバー法の改定が成立はしましたけれども、こういった様々な住民負担に負担を強いるというか、そのカードつくることから始まって、また、情報の管理、個人情報が確実に保護が対策取れるか、そういうことが、後回し、後回しになって、それで、いわば人質的に健康保険証をひもづけにするような、そういう強権的、権力を持っているところがやるやり方については、非常に、私は、問題だと思っています。

ですので、そういう立場で、これから様々な問題が発生することについては、住民の立場に立ち切って、行政として対応をお願いして、私の質問を終わります。

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

続いて、7番、児玉雅善議員の発言を許可します。

〔7番 児玉雅善君 登壇〕

7番（児玉雅善君） 7番議席、日本共産党の児玉です。

今回は、3つの点の問題について、質問させていただきます。

まず、この場では、自衛隊員募集に係る情報提供についての質問をさせていただきます。

岸田政権は、ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮によるミサイル発射実験、中国による領海・領空侵犯等に乗じて、自公はもとより維新などの補完勢力とともに、なりふり構わず大軍拡に突き進んでいます。国会の審議もほとんどなしに閣議決定で憲法解釈を変えて、専守防衛をかなぐり捨てて、「敵基地攻撃能力保有」「トマホークの大量保有」など、まさに日本を戦争する国に変貌させようとしています。この大軍拡をすると日本は世界第3位の軍事大国になります。そうになると、現在の自衛隊のあり方も当然変わり、自衛隊員の皆さんの生命の危険度も格段に大きなものとなります。

そこでお伺いします。自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務となっており、また、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの情報提供依頼に応じて、自衛官募集のために必要な募集対象者情報を本町も提供していることは承知しています。そこで、この提供の実態について伺います。

まず、対象者の要件はどうなっているのか。

2、提供している情報の内容はどんなものか。

その提供の方法としては、閲覧によるものなのか。それとも紙媒体、あるいは、また、電子媒体なのか。

4、提供にあたっては、対象者に提供の是非を問い合わせているのか。

5、提供を拒否する方もあると思いますが、そういう方への対応はどうなっているのか。

戦争に加担する可能性が、以前より格段に高まっていることを考えると、若い町民の生命を尊重する意味からも、情報の提供はやめるべきと思うが町長のご見解をお伺いします。

7番、事前に情報提供の可否を対象者に問合せ、拒否された方の情報は提供すべきじゃないと思うが、見解をお聞かせください。

ほか質問に関しては、所定の位置でさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの最初のご質問でございます自衛隊員募集に係る情報提供についてのご質問にお答えをさせていただきます。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、国防と災害時の人命救助や生活支援などを行う災害支援の任務を担っており、佐用町でも、平成21年災害の際には延べ996人の隊員の派遣をいただき、行方不明者の捜索活動や給水支援など幅広い支援をいただいたところでございます。

まず、1点目の対象者はどうなっているのかと、2点目の提供している情報の内容はどうなものかについてでございますが、閲覧の対象者は18歳になる男女について、また、内容といたしましては、氏名、住所、生年月日及び性別のいわゆる4情報を閲覧に供しております。

3点目の提供の方法は閲覧によるものか、それとも紙媒体か、電子媒体なのかでございますが、先ほど、申し上げましたように、閲覧をしていただいております。住民基本台帳の写しの閲覧により対応しているところでございます。具体的には、住民基本台帳の一

部の写しを画面上で閲覧をしていただき、その場で、担当者の方に書き写しをしていただいております。

また、自衛隊からは、自衛隊法第 29 条第 1 項、第 35 条に基づき住民基本台帳の閲覧を求められており、前述の方法で閲覧することにつきましては、何ら問題はないというふうに考えております。

なお、自衛隊法施行令第 120 条におきましては、防衛大臣は、自衛官等募集に関し必要があると認めるときは、町長に資料の提供を求めることができますとありますが、本町におきましては、この法律に基づく、そうした資料の提供等は行っておりません。

この資料というのは、何か分かりませんが、何ら、その資料と言われるようなものは提供を行っておりません。

なお、DV やストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者については、住民基本台帳事務における支援措置申出書による申出により、閲覧台帳から除いております。

4 点目の提供にあたっては、対象者に提供の是非を問い合わせているのか。また、5 点目の提供を拒否する方もいると思うが、そういう方への対応はどうなっているのかということですが、先ほどお答えをさせていただいたとおり、本町では、閲覧による対応をしておりますので、提供の是非に対する問い合わせは行う必要がありませんので、行っておりません、よって、拒否をするということもないということとなります。

6 点目の戦争に加担する可能性が高まっている中、情報の提供はやめるべきではとのご質問ですが、住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、自衛官等募集事務において、住民基本台帳法第 11 条第 1 項に規定する法令で定める事務に該当し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求を拒否することは認められないとの通知が平成 19 年 6 月 29 日付、総務省通知により発出され、第 187 回国会でも答弁がされているところであります。

法的に拒否することができないとの見解の中、当町としては他の国、地方公共団体からの閲覧申請と同様に適切に対応する考えでございます。

最後に、7 点目の事前に情報提供の可否を対象者に問合せ、拒否をされた方の情報は提供すべきではないのではないかとということですが、前述のとおり、法的に適切な手続きを経て閲覧に供しているものであって、情報の提供を行っているものではございません。

また、閲覧において住民基本台帳の写しから除外できる場合は、DV 被害者等のみとなっております。

なお、自衛隊法第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条の規定を根拠とした紙媒体での情報の提供を行えば、ご指摘のように、提供を希望されない方には事前申請をいただくことによって、情報提供をしないことも可能でございますが、事務が煩雑になる上、結局は、情報提供を希望されない方以外は、情報提供することとなりますので、情報提供をしたからといって、応募されるかどうかは、それは最終的に、個人の本当に自由でありますから、これまでどおり閲覧により対応してまいりたいというふうに考えております。

何度も申しますが、今後も国からの通知や近隣市町の対応を確認しつつ、法令に則って、これは適切に対応したいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君）

児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

そうすると、やっぱり、閲覧だけということなのですけども、今現在、町ではやっていないということなんですけども、もし今後、この自衛隊法97条、また、施行令の120条に基づく資料の提供、紙媒体等による提供を求められた場合、それに応じる場合は、必ず事前に、その対象者に提供の可否を問い合わせ、その上での提供を、よろしくお願ひしたいと、重ねて申し上げます。

次に、佐用町から自衛官、あるいは自衛官候補生になる方は、年間で、あるいは数年単位になるかもしれませんが、何人ぐらいいらっしゃるのか。

また、そのうち、町が提供した資料というか、閲覧された結果、自衛隊が、それに基づいて、何て言うんですか、アタックするということですか、それで自衛隊に入られた方があるのかどうか、あるとすれば、どのくらいいらっしゃるのか、分かりましたら、お答えをお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

まず、提供している数、人数ですね、これにつきましては、令和5年度、既に、閲覧されております。125名。令和4年度は127名、令和3年度は121名の閲覧をされているということでございます。

それと、それを基に自衛隊のほうで、どういった利用をされているのかということなんですけども、先ほど、アタックと言われたのは、おそらく、そういうことかなと思うんですけども、それを基に、個人のほうにダイレクトメールを送るというようなことをされておりまして、内容的には募集をしていますという募集のチラシですね、こういったものを送付されているということでございます。

これに対して、反応は、ほとんどございませんということで、西播磨の各市町にも送られているということなんですけれども、その範囲でも、ほとんど反応がないということでございます。

それと、入隊の状況なんですけども、入隊でも防衛大学校、防衛大、防衛医大とか、幹部候補生とか、いろいろあるんですけども、その中で、元年度につきましては、一般の高校卒業して、自衛隊に入られる一般枠で1名。それと、防衛大学が1名。令和2年度につきましては、高等工科大学ということ、そっちの生徒として1名。令和3年度につきましては、通常の候補生として1名が自衛隊のほうに入隊されているという状況でございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） 傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

自衛隊員になられる方、多いというか、少ないというか、微妙なところなんですけれど

も、本当に、先ほど、町長もおっしゃいましたように、災害救助なんかの時、あの本当に、佐用町でもお世話になっています。そういった面での活動に対しては、本当に頭が下がる思いなんですけれども、先ほども申し上げましたように、日米安保条約等に基づくアメリカ追随の外交政策等を見ると、戦争の危険性が本当に高まっています。

戦前の治安維持法での状態を思わせるような情勢になっています。

そんな中で、誰一人として、自衛隊の皆さんの命を戦争によって失うことはあってはなりません。やむを得ず、自衛隊に資料を提供する際には、先ほども申し上げましたように、本人、また、ご家族の了承を得た場合にのみ提供するよう、強くお願いしまして、この件の質問は終わらせていただきます。

次に、佐用町畜産クラスター事業について、お伺いします。

今年度の予算において、目玉事業ともいべき畜産クラスター事業は世界的ブランドである神戸牛の生産により、新規就農者を確保し、伝統ある佐用の和牛文化の継承、復活を図るという理念に賛同し、土地購入予算にも賛成いたしました。

畜舎建設の予定地については、予算審議の際には決定していたのでしょうか。

予算審議の際には、場所については説明がなかったと記憶しているが間違いございませんか。

その際に、決まっていたとすれば、候補地を明らかにしなかったのはなぜなのか。

候補地決定までの経緯と、地元説明会を含めて、現在までの経過と地元の方の反応を説明してください。

4、地元の方々の大半が反対されていると聞いていますが、その理由としては悪臭や排水による水質汚染のおそれがあると思います。事前に、先進地の見学など地元への対策は取られたのか。

町は、今後どのように対応され、この事業を進めて行かれるのか、お聞かせをお願いします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの2つ目のご質問でございます佐用町畜産クラスター事業について、お答えをさせていただきます。

まず、佐用町にはかつて、牛市場があり、特に市の開催日には町全体が大変にぎわい、町における一大経済活動となっていた時代がありました。市場があった影響で、今では佐用名物となったホルモン焼きうどんが発祥したというふうにも言われております。

多くの農家において、それぞれの家庭で牛を飼い、農耕用に活用するとともに、子牛を生まれ、出荷されておりました。その牛の餌である畦草は貴重で、どの農家さんも草刈り場を確保しておられ、当時の風景を思い起こすと、現在のような草が伸び放題というような光景は、記憶ありません。議員におかれましても、そのような体験や記憶をお持ちではないかと思えます。

町内の個人経営をしておられる畜産農家さんの現状でございますが、後継者不足と高齢化によって、経営の継続が困難となり、やむなく廃業された方も少なくございません。特に、繁殖農家においては、個人経営がほとんどですので、経営者が事業継続できなくなった時点で廃業という選択肢しかないのが現状でございます。それぞれの農家においては、佐用郡和牛改良組合を組織し、協力体制を確立しておられますが、繁殖農家は、それぞれの経営規模が小さいために、廃業される農家の事業を継承するまでには至っておりません。

一方、兵庫県では、神戸ビーフというすばらしいブランドが確立されております。特に、幸いにも、佐用町は、神戸ビーフの認証を受けられる環境にございます。神戸ビーフは、但馬牛（うし）の中でも、生育環境、血統、肉質などにおいて厳しい基準を満たしたものにのみ与えられる称号でございますが、農家の皆さんは、その「神戸ビーフ」の認証を目指して、但馬牛を丁寧に飼育しておられます。特に最近では、平成 24 年のマカオへの輸出を皮切りに、海外での人気上昇し、世界各国への輸出量が増加を続けており、増産が求められているところでございます。

県においても、伝染病等への対策と増産のため、閉鎖育種である但馬牛の生産拠点の但馬地域以外への分散化を取り組まれているところであります。

そのような中で、畜産業、それも繁殖農家に新規就農したいという方が町内に何人かおられるということで、佐用郡和牛改良組合から町のほうにご相談がございました。それらの方は、現在は大型畜産会社へ勤務されている方や、小規模な繁殖農家の後継者でございますが、事業の実現性や継続性は十分に見込め、事業の経営的なアドバイスや飼育等の技術指導は、佐用郡和牛改良組合が責任をもって行うということでございました。

ただ、牛舎の新規建設費や親牛の購入費等の初期投資は大きなハードルとなっていることでありますので、町として、新規就農及び定住促進のために、畜産クラスター事業をはじめとする国や県の補助事業を活用しながら支援をしたいということを考えたところであります。

また、生き物を飼育するためには、飼育する人が、なかなか、これ休むことができない、休日が取れないというのが現状であります。従業員が多数いるような環境であれば、それぞれ、一人一人には休みを与えることができるわけですが、個人経営ともなると、頼める人を確保するだけでも大変であります。そのため、後継者も現れにくいのではないかなというふうに思いますので、その対策として、クラスターとして複数の農家が同じ場所で事業を営んでいくことで、相互に助け合える環境にして、そうした畜産業の中での労働環境の改善を図りたいという考えを持っております。

議会におかれましても、先日、産業厚生常任委員会で町内の牛舎の視察に行かれたというふうに聞いておりますが、牛舎といえば臭うイメージがあると思いますが、視察を通じて、それぞれ見ていただいて、皆さんが、非常に心配されている臭いという問題について、その環境の悪化という点については、かなりご理解がいただけたのではないかなというふうに思っております。

議会におかれましても、この事業の実現に向けて、ぜひ町民の皆さんの全体のご支援がいただけるように、取り組んでいただけたらというふうに思います。

前置きが長くなりましたが、質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、本年度の当初予算を上程するにあたり、畜舎の建設予定地については、当然、一応、候補地というのは選定をした上で、予算計上のための積算等を行いました。ただし、行政運営上、予算が確定しないことには、事務手続き等に着手はできませんので、候補地の選定にあたっては、ごく一部の関係者や自治会長、本事業に対して行政的な指導を行っていただいている県に対してのみ、相談をさせていただいた上で、候補地の選定を行ったところであります。

1 点目のご質問でございますが、議員のご発言のとおり、予算審議の際には、場所については説明しておりません。

2 点目のご質問の候補地を明らかにしなかった理由ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、予算の確定していない時点で事務を遂行することはできませんので、候補地の地域はもちろん、土地所有者に対しても一切、相談をしていない中で、予算としては、こういう事業という、1 つの大きなくくりの中で上程をさせていただいており

ます。当事者には何もお知らせしていない、地域の方には何もお知らせしていない状況であるために、予算審議の際には候補地の公表は当然、しておりません。

次に3点目の候補地決定までの経緯と地元説明会を含めて現在までの経過と地元の方の反応ということでございますが、候補地の選定にあたっては、事業を実施する上で必要となる大型車両が通行可能な道路があるとか、電気・水道・通信の確保が可能で、さらには、当然、事業費が軽減できる造成費等も軽減ができ、人家等集落からも一定の隔たりのある場所を探したところであります。これは、今回の一応、想定した場所だけではなくて、私も町内、何か所か見て歩きながら、そうした条件に合う、満たせるような場所というのを探して回ったという中で、一応、今回、説明に上がりました地域のところが、候補地としては、適当ではないかということで選定をした経緯がございます。

事務的には、令和4年3月以降、先進地である新温泉町へ視察に伺い、立地条件や牛舎、付属施設の構造等を担当者に学習させ、補助事業のスキーム等について、県に相談を行ってきたところがございます。併せて、光都農業改良普及センターをはじめ、佐用郡和牛改良組合、JA兵庫西、佐用高校の畜産担当、新規就農希望者等関係者と数回にわたり、事業の実現に向けて意見交換をしてきたところであります。

その後、令和5年度当初予算案のプレス発表に合わせ、地権者及び地域の方への説明を行うことといたしました。

地権者へは、3月1日に、それぞれ対象地権者に対して訪問をし、地権者の半数以上の方は、おおむね賛同といただいたところがございますが、一部の方からは、集落への悪臭が来るおそれがあるため賛同できないと、その対策ができれば賛同するというようなご意見を頂戴したということであります。

地元住民に対して、3月19日に開催された自治会の総会の開会前に少し時間をいただいて、担当者から口頭で事業概要の説明を行い、日を改めて事業説明会を開催していただく旨をお伝えしたところであります。その際には、牛舎建設というは地元にとってデメリットしかないとか、知らない畜産業者が入ってくることは賛同できない、また、排せつ物の流出や悪臭など公害が発生するなど、受け入れられないとの意見も多く出されたところであります。

その後、4月16日に改めて事業説明会を開催し、私も、そこに出席をし、私から直接、これまでの説明を、もう一度、取組について説明をさせていただきました。

事業内容について説明をさせていただいたわけでありますが、冒頭、やはり、こうして町としては、協力はいただけない中で、無理にでも、これを実施するというような、これは、そういう事業ではございませんということをお断りをしていただいた上で、地権者からいただいていた意見を反映させた事業計画案をお配りをして、ほぼ、その説明会には集落、全戸からの参加もあったというふうに見ておりますが、約2時間にわたって意見交換をさせていただいたところであります。

ご参加された方からは、賛同の意見もありましたが、多数の方からは、3月19日の同様の反対のご意見を頂戴したところであり、もちろん、その場で、結論が出ることではありませぬので、その後、地域住民だけで話し合っていたいて、後日、結論を教えてください、自治会長さんをお願いをして、説明会からは、私は、退席をさせていただきました。

そして、その翌日、自治会長としては、集落として受け入れられないとの結論に至ったという連絡をいただいたところですよ。

次に、4点目の先進地の見学など地元への対策は取られたのかということでございますが、事業説明会において、こちらから提案をさせていただきましたが、実際に、そういう心配が、それが解消できれば、また、考え、みんなで検討するというのであれば、そう

した先進地、現在のところに事業の視察等、そういう施設の視察等もしていただけることも必要だと思いましたが、それ以前に、畜産クラスター、牛舎そのものを反対するということと言われましたので、そういうことを踏まえて、そうした説明会等を実施することを提案もしませんし、予定もさせていただいておりません。

次、最後の5点目の町の今後の対応ということでございますが、これまで説明させていただいたとおり、佐用の和牛の歴史と文化を継承して、定住促進と農畜産業の振興、また、循環型農林業への取組のため、この事業は、やっぱり町としても行政として進めて行くべき事業ではないかというふうに、私は、思っております。

当然、提案させていただいたところについては、そうした結論が出ておりますので、新たな候補地を、また、模索をしているところであります。

ただ、やはり、そういう説明会の中で、思いましたのは、町内で、皆さん、十分、ご存じのとおり、以前の末包の公社牧場、そこで、起きた畜産公害、あの問題を、非常に皆さん、強く持って、心配を持っておられますので、そういうことが、なかなか牛を、畜産ということに対しての大きな拒否反応になっているのではないかなというふうに感じております。

今後、現在は、末包の公社牧場においても多額の費用もかけておりますけれども、きれいな処理をして、そうした公害というのは一切ない状態で運営ができるようにしておりますし、また、そこでの牛糞堆肥、こういうものを、やはりこれからの時代、化学肥料も値上がりしたり、農業が非常に厳しい状況の中で、有機農業等、やっぱり価値のある農産物を生産していく上で、こうした循環型の社会、畜産から、また、牛糞を処理し、そこから、また、そういう堆肥をきちっとつくり、また、その堆肥で、農業、野菜等を育てていくという、こういう循環型の農業というのを目指したいというふうに考えておりますので、そういう点での、これから説明というんですか、町民皆さんの理解を得る、そういう努力が、さらに必要ではないかなというふうに考えております。

この畜産クラスター事業は、若い新規就農者に和牛繁殖事業を継承していただくことを最終的には目的としております。この若者たちを温かく受け入れていただける地域でなければ、事業そのものを継続することはできないというふうに、私も思っております。

一方で、新規就農希望者に対しても、地域との連携を最優先に考えて、地域に嫌われるようであれば事業は成功しないことを、しっかりと、これは伝えていかなければならないと思っております。相互理解の上で、事業経営が、これができるように、町としても、この畜産、特に、この但馬牛の子牛の生産、こうした、それを行うクラスター事業という形で、若い人たちが協力しながら、本当に夢を持って、この生産、一生懸命やればやるだけの、また、それだけの収益が上がる、そんな事業が、これから確立できればと思って、町としても、さらに、取組の努力を続けていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

私としましても、この畜産クラスター事業、最初、お聞きした時、本当に、素晴らしい事業だと思います。これには、私たちが子供の頃も、うちのおやじの実家なんか行くと、家の中に牛飼っていましたよね。そういったものから見ても、本当に、子牛、この間、本当に久しぶりに子牛みさせていただいたんですけれども、本当にかわいいし、肉も、神戸

牛なんて、私らの口には、なかなか入らないんですけれども、すばらしい肉で、そういったものの（聴取不能）、そして、休耕田とか、荒れ地がありますね、そういったところに牧草植えて循環させるという、本当にすばらしい事業だと思います。ぜひとも成功させてもらいたいと思うんですけれども、やはり、先ほど、町長も言われましたように、これ成功させるには、やっぱり、地域との連携、地域の方の理解を得ないことには、本当に難しい事業だと思います。

先ほども申し上げましたように、末包の問題、末包の問題にしても、私、あの問題が起きた時には、私、まだ、大阪にいましたので、当時のことは、ほとんど分かっていないんですけれども、後で話聞くと、本当に酷かったと聞いています。

今は、もう本当にきれい。先ほど、町長もおっしゃいましたけれども、本当にきれいで、臭いも全くないし、いいんですけれども、この間、産業厚生常任委員会で見させていただいた時も、今の牛舎は、本当に、側へ行けば、もちろん、多少の臭いはしますけれども、外に臭いが漏れるような臭いでもないし、肉牛ということもあって、水分が少ないということもあって、糞尿自体もうまく処理できています。ほとんど公害の問題は心配ないのではないかと思いますけれども、それを、やっぱり地元の方に理解してもらうのが一番なので、そういった面、十分、理解をしていただいた上での事業の継承をよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、改めてお伺いしますけれども、予算の新規事業説明シートによりますと、用地が 8,500 平米、そこに牛舎及び事務所が 3 棟、堆肥舎 1 棟を建設し、共同作業場や駐車場、放牧場を整備するとあります。

事業費としては、今年度は 4,600 万円、来年度 2 億 5,000 万円が見込まれています。このうち、実質的な町の負担額は幾らを見込まれているのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

事業費ですけれども、国や県の補助事業を活用して取り組みます。ただ、こちらが、畜舎であれば、平米当たり事業費の上限というものがございます。贅沢をすればするほど、定額、補助金に打ち止めがありますので、それ以上になりますと、町費負担ということになってまいります。

補助率は、すみません、確か 3 分の 1 だったと思うんですけれども、建築面積によって、補助金も変わってきますので、ちょっと、正確な数字は言えないんですけれども、おおむね 3 分の 1 の補助事業。併せて、県の随伴があるというところでございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 同じく、説明シート見ますと、実質町負担額の 30% 相当分を入居者に家賃として請求して、25 年度で償還する計画となっています。家賃として、先ほどのあれによると、実質町負担額が、まだ、はっきりしない状態で、難しいとは思いますが、ほぼで、大体の数字ですね、年間幾らぐらいを見込まれているのでしょうか。家賃としては。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） そちらのシートもある程度、想定の数値でございまして、正確、全く、そのとおりというわけではございません。

今、想定しておりますのが、町の負担する費用を家賃に、そのまま乗せさせていただいて、その何年間の契約にするかによって、割り算の中で、逆算して、家賃として納めていただきたいというふうに考えておりますが、あまりにも月額の家賃が高いと、なかなか、家賃を納めていただくにも大変だと思いますし、特に初めは、牛の導入の数が少ないと思うんです。というのが、牛も買ってこないといけないので、その初期投資が、かなり負担が必要になってまいりますので、そういったところも勘案しながら、例えば、据え置き期間を置くであったりということを、これから考えていきたいというふうに思っております。その事業提案シートは、概算の単純な割り算ということで、考えております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 本当に、この事業は、新規就農される方も、もう大変だし、いろいろ難しい面もあるかと思えます。事業を継承していくため、継続していくための、なるべく負担を軽く済むように、いろいろ補助なり、何なりを考えていただいて、継続して行けるように、それを、まず念頭に置いて進めていただきたいと思えます。

それと、地元の方が反対されるのは、やっぱり、先ほども言いましたように、臭いや河川の汚濁などがイメージとしてあると思うんです。

現に、昨日も、ちょっと行ってきたんですけども、上月の大日山の大日山川ですか、あそこに白い泡が、ずっと流れています。去年の夏頃、初めて聞いて行ったんですけども、その時、流れていました。そして、調査していただくように、今、お願いしてたんですけども、昨日も行ったら、やっぱり流れているんですね。それが、どこから流れているのか、牛の牧場と豚の牧場とありますけれども、どちらか、または、両方とも関係ないのか、その点は、分かりかねますけれども、そういった面もありますので、つくる際には、そういった公害問題、絶対ないように、万全の体制で進めていただくようお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、3点目の利神小学校跡地活用については、長い間、空いたままになって、ようやく1つ提案がございました。10月の全員協議会において、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー、略称JIAですかを優先交渉権者に決定したとの報告がありましたけれども、その後、地元の平福、長谷、海内、石井の各地域づくりセンター長などには説明があったと聞いています。しかし、議会には、いまだに何の説明もありません。

そこでお伺いします。

まず、JIAとの交渉の経過を聞かせてください。

2番に、長谷の地域づくり協議会が反対し、活用について対案を出されていると聞いています。その内容はどんなものかお聞かせください。

3番、JIAが優先交渉権者になっていますが、長谷の地域づくり協議会が対案を出され

た場合、その関係でどうなるのか、お聞かせください。

4番目に、長谷地域づくり協議会がJIAに質問状を出していると聞いています。その返事はあったのでしょうか。

5、JIAの具体的な活用内容はどうなっているのか。これも10月の全員協議会において、1回目の簡単な説明があったのみで、議会に対しては、何の説明も、先ほども言いましたようにありません。ただ、先日、長谷地域づくり協議会のセンター長さんのほうから、各議員宛てに資料をいただいております。そこに2回目の説明がありましたけれども、それを聞いて、何の説明もないので、分かりましたら、具体的に説明をお願いします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの3つ目の最後のご質問であります利神小学校跡地活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、旧利神小学校活用に関するこれまでの経緯を説明させていただきますと、令和2年3月の閉校後、町及び旧利神小学校区内の地域での活用を、まずは、検討をいたしました。活用が見込がないということで、町としても、そうした活用をするような事業というものは見込めないということから、活用事業者の公募を実施いたしました。

令和3年度に2回の公募を実施したところです。1回してもなくて、また、公募を再度行うということで、令和3年度には2回公募をしました。実際には、そうした公募に対して、応募はありませんでした。

そして、令和4年4月になって、3回目の公募を実施したところ、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーからの応募があり、書類審査を経て、令和4年9月1日にプレゼンテーション及びヒアリング審査も行い、選定委員の採点結果及び地域代表者との協議を経て、同社を優先交渉権者として選定をしたところであります。

これを踏まえて、1点目のJIAとの交渉の経緯についてのご質問と5点目のJIAの具体的な活用内容はどうなっているのかとのご質問について、併せてお答えをさせていただきます。

昨年10月の全員協議会でもご報告をさせていただきましたが、提案時に、同社から提案があった事業は大きく5つあります。東京農工大学との共同研究を実施する「研究開発拠点としての利活用」、太陽光発電やバイオマス発電施設を設置する「再生可能エネルギー事業所としての利活用」、また、木材ステーションさよとの協業や森林管理業務の受託など「林業再生に関する研究開発としての利活用」、シェアオフィスやリモートワークオフィスなど「町に人を呼び込む拠点としての利活用」、また、ジビエを用いた特産品の企画・販売など「特産品の創出拠点としての利活用」が提案をされてまいりました。

この提案には、まだまだ、当然、構想段階のものが多いわけでありまして、内容的には、そうした将来を見ながら、これから具体的に計画をしながら進めて行くということでありますので、その事業の規模、また、採算性とか、そういうものは会社としての責任の中でやっていただくということでもありますので、町といたしましては、同社が持つ豊富な資金力・人的資本を生かして、例えば、町が今後取り組むべきカーボンニュートラルの実現など、町施策との連携による相乗効果の創出や地域活性化への貢献が予測されることから、JIA社が持つこれからの可能性への期待を込めて、同社を優先交渉権者として決定をした次第であります。

ただし、提案事業の中から、活用のスタート時点で実施する事業について、社内での調

査・検討や町との協議などが必要であると判断をし、調整期間を設けたところでございます。調整期間における JIA 社との協議・交渉の経過の中で、提案事業の1つであるバイオマス発電施設につきましては、JIA 社来庁の上、町の木材ステーションや木材事業者を視察しつつ、方向性を模索されておりましたが、同社による調査により、電力会社から系統接続の現在、空き容量がないとの回答を得たために断念をするということが町のほうに連絡がありました。

そのほか、町が抱える地域課題の1つである林業分野につきまして、町では現在、木材価格低迷による経済的価値の消失や担い手不足により荒廃がすすむ森林を守るべく、森林の町有林化事業を進めておりますが、JIA 社が東京農工大と共同で実施している早生樹の研究とうまくマッチングできないかとの提案があったことから、現在、農林振興課と連携を密にしながら、町有林に早生樹でありますユーカリを植樹し、生育状況等の実証実験に、既に、着手は事前にしております。

これらを踏まえて、令和5年4月に JIA 社から、活用スタートに当たって実施する事業について報告がございました。

大きく5点あり、その内容を改めて説明申し上げますと、1点目に、早生樹の育苗及び植付けとしまして、先ほど申し上げましたとおり、JIA 社では東京農工大とともに早生樹の有効活用に関する共同研究を行われており、成長サイクルの早い早生樹による新たな林業のあり方を構築することによって、林業の産業化や次世代の林業の担い手確保などを目指しておられます。そのための取組として、校舎及びグラウンドの一部も使用しながら早生樹の、まず、育苗、苗を育てたいということでもあります。

2点目に、獣害駆除ならびに食肉としての活用の事業化に向けての調査・準備といたしまして、町では、獣害対策に取り組む中で、地元の猟友会とも交流・連携しながら、獣害駆除に対する担い手拡大やジビエとしての流通・商品企画を将来的な可能性として検討をしていくための調査や研究を行いたいということでございます。

3点目に、将来の林業を担う人材の育成・訓練に向けての調査・研究といたしまして、林業の担い手不足が懸念される中で、将来の林業の担い手の人材育成をするような教育施設の設置を検討したいということでもあります。

4点目に、町内及び近隣のスタートアップ企業・団体向けのシェアオフィスの運営ということで、教室の一部を貸しオフィスとして整備し、JIA 社が行う取組との連携や親和性が期待できる企業・団体等に貸出しをしたいということでございます。

5点目に、太陽光発電および蓄電設備の設置ということで、校舎内の電力を賄うために、校舎及び体育館屋根への太陽光パネルの設置に加えて、これからは蓄電設備を設置して、災害発生など非常時における電源としても町にも提供したいという提案もいただいております。

次に2点目の長谷地域づくり協議会の活用についての対案及び3点目の JIA が優先交渉権者となっているが、その関係はどうなるのかということについて、まとめてお答えをさせていただきますが、令和5年4月28日に、長谷地域づくり協議会により利神小学校跡地・周辺山野の再生と題した提案資料が町宛てに提出をされました。

内容は、利神小学校跡地を出発点として、長谷地域に備わる豊かな里山環境を、外部・民間の経営資源を総動員して長期的に観光振興・ホテル・リゾート開発を進め、地域の長期的な発展につなげようという提案であります。私も、この提案書なるものを読ませていただきましたが、実際、その提案書を読ませていただいて、これは誰が、これを主体となって、この事業を進められるのか。また、その事業の採算性とか、これからの事業性、本当に、これが具体的なものとして、一切、何も検討はされておられません。そういうことで、この提案書だけを見させていただけいても、なかなか、これを、内容を検討ができない

と、できるものではないというふうに思います。

冒頭にも申し上げましたとおり、利神小学校の活用については、閉校後、町として活用が見込まれないと判断した後に、長谷地域づくり協議会にも地域として活用する見込みはないかと呼びかけをいたしました。提案がなかったことから、活用事業者を公募した上で、JIA 社を優先交渉権者に決定したものであることから、今回の提案書をもって長谷地域づくり協議会を同列に扱うことはできないというふうに判断しております。

また、この提案書の中で、事業の、先ほど申し上げましたように、事業の実施主体は、あくまでも町や民間、各団体とされており、提案者である長谷地域づくり協議会自身が主体的に行うものではないということから、JIA 社の提案書の対案とはなり得ないというふうに考えます。

次に4点目の長谷地域づくり協議会が JIA に質問状を出しているというところについてでございますが、昨年9月の2次審査後、長谷地域づくり協議会から旧利神小学校の利活用に関する提案書につきと題して、JIA 社宛の質問状が町に対して提出をされました。質問状には、JIA 社の提案事業に対する考察及び質問が記載されておりますが、2次審査の場においても長谷地域づくり協議会には出席をいただき、質問の機会を設けていること、また、質問状には JIA 社の提案事業に対する多数の指摘や提案、要求事項が含まれることから、質問状への回答は事業者に過度な負担をかけること、地域への警戒感を抱かせ、跡地活用からの撤退等が懸念されることから、質問状を取り次ぎかねる旨、長谷地域づくり協議会に回答をお返しております。

ただし、事業者による跡地活用には、地域への説明と理解というのは、当然、不可欠でありますから、今後、JIA 社も同席の上、旧利神小学校区の皆様に向けた地元説明会も開催をして、地域の理解を得ながら貸付及び活用に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。当然、この準備が整い次第、議会にも諮らせていただきますので、ご理解のほうを賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 先ほども申されました、長谷地域づくり協議会からの質問に対しての返事なんですけれども、やはり、質問を出された以上、やっぱり真摯に、ある程度答えていただかないと、不信感が強まるばかりだと思うんです。

今後、JIA さんが、今後、利用されていくのに対しても、なったとしても、地元との融和感の関係がうまくいかないと、事業も遂行しにくいんじゃないかと思えます。そういった面からも真摯に対応していただくように、町からもお願いしたいと思えます。

この点、町から、もう一度、JIA さんに、どう言うんですか、言っていただくわけにはいかないんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、その質問の内容だと思います。

質問を見て、どの今までの事業においても、その事業者が本当に資金的に、きちっと責

任を持って長期的にやっていただけるのかどうか、そういうものを、不安があるとか、採算性がどうだとか、そういうことを、今の段階で、皆さん、質問されても、こうした会社、私は、まずは、その会社、この事業者そのものが、どれだけの資金力、財政力があるかということ、まず、前提に見ております。

そして、そういう民間の会社というのは、将来を見据えて、今、投資をしながら、次、5年、10年先を見ながら、やっぱり事業をされているという、そういう側面が大きいわけですね。

ですから、その内容を、今、その採算どうなんだと、計算して、不安があるじゃないかというような質問は、かえって、じゃあ、逆にほかの方々にも、そういうものを、きちっと、事業計画書を出さないと、信用できないとか、そういう契約、貸付けができないとかというふうなことであれば、なかなか誰もするものがないと思います。

ですから、当然、だから、いろんな事業に対する、その具体的なものというのは、まだまだ、具体的なものはない。大きなくくりの中で、こういう森林関係の事業、環境関係の事業取り組みますということでの、中での質問であればね、当然、そういう質問状がなくても説明会の時に、当然、JIA が来て、皆さんにお答えをさせていただくわけですから、ですから、その時に、質問をしていただければいいというふうに思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 地元への説明会いうんですか、それ何回ぐらい開かれたかということと、その説明された、その対象者、センター長であるとか、自治会長であるとか、どういった範囲で説明されたんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

この提案につきましては、4月の末に出てきまして、それを受けまして、5月16日に、利神小学校区の関係される4地域づくり協議会のセンター長様に説明をさせていただきました。それを受けまして、同日の夜、長谷地域づくり協議会のほうからも、きっちりと説明をということで、そこで説明をさせていただきました。

その中で、先ほどもありますとおり、もっと、地元の方にも説明をしてほしいと、そういった場を設けてほしいというお声を聞きまして、実は、この6月の22日ですけれども、予定で、利神小学校区の方を対象にJIAさんをお呼びをして、地元説明会を開催する準備を、ただ今、進めておるところでございます。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） センター長と、ごく一部の自治会長には、説明があったようなんですけれども、私は、平福の自治会長、何人かに聞いたんですけれども、ほとんどの方が、

この JIA さんのことに関してご存じないんですよ。センター長は、もちろん知っていたんですけども、長谷の地域づくり協議会の方は、事前に勉強会なんかも開いたり、予習いうんですか、されて臨んでおられましたので、よくご存じのようなんですけど、ほかの地域は、本当に無関心というか、自治会長がご存じないぐらいですから、一般の町民の皆さんは、ほとんど、ご存じない状態なんです。

それから、地元が知らないままに、話が、どんどん進んでいくのが、今、現状だと思います。

それで、6月29日に、今度、説明会されるということなんですけれども、これは、どういった範囲というんですか、一般の町民の皆さん全員に呼びかけられるんでしょうか。それとも、自治会長とか、そういった者だけに、一部の者だけなんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 地元説明会の日ですけれども、6月22日でございます。

それで、範囲ですけれども、旧の利神小学校区の方、また、自治会長様のほうにお願いをして、回覧版で流していただくということで、どなたということになしに、広く来ていただけたらということで、利神体育館のほうでの開催のほうの準備を、今、しております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

こういった問題、先ほどの畜産クラスターの件でも一緒なんですけれども、何をやるにしても、やっぱり地元の皆さんとの関係ですね、これは、よくないと、何事も成功しませんので、丁寧に6月29日（正しくは22日）には丁寧に説明していただくように、お願いします。

それと、JIAさんの本業は金融、それから投資、航空機のリースなどだろうと思うんですけども、太陽光発電にも大きな業績を持っていらっしゃいます。そこで心配なのは、敷地内で太陽光発電をするということなんです。グラウンドをつぶすということはないんだろうとは思いますが、うちは利神城跡にも近いし、すぐ側には、別所の構えなどの史跡もあります。そういった面からも景観の面からも、あの場所に太陽光パネルが敷き詰められるとなると、非常に問題があるかと思えます。そういった心配がないのかどうか、分かれば見解をお願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えいたします。

利神城の景観、云々もございまして、これ学校等の跡地の旧利神小学校跡地に限らず、ほかの学校跡地、それから保育園跡地も含めて、単純に倉庫として使うとか、それ

から、太陽光発電の敷地として、グラウンドを使うとか、そういったことは、こちらは想定していないとか、そういった場合には、こちらのほうは許可をしませんので、その点については、ご安心はいただきたいと思います。

ただ、グラウンドを未来永劫、太陽光にはしなくても、ほかの用途で使わないかと言われれば、これは時代がずっと変わっていきますので、その点は、やっぱり、そこで雇用がたくさん生まれるとか、あるいは事業内容を精査して、これは地域にも貢献できるとかいうことが考えられる場合には、それは、将来的には、そういうことは否定しませんが、太陽光発電のパネルを並べるというようなことに対して、町が許可することはないと思っていただいて結構です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） その点、方々、よろしくお願いします。

それと、もう1つ、あそこ体育館が指定の避難場所になっています。そういった面で、JIAさんとの関係、避難所として使う場合、その連携とか、そういった面は、どうなっているのでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 利神小学校の体育館が、避難所になっているということは、JIA社さんもお存じでございます。

先ほど、蓄電池のお話もあったかと思いますが、そういった面でも、もしかすると、この話が実現すれば、仮に停電になった時には、体育館に、そういった電力が供給できると、そういった相乗効果も、もしかすると見込めるかもしれません。

避難所として、現状は佐用町が使っているということは、もうJIA社さんも重々ご存じですので、その点については、問題ないと思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） それと、早生樹ですね、ユーカリですね、これを、植樹するという計画が進んでいるようなんですけども、このユーカリですね、植林して、その後の、このメリットとしては、早生樹いうぐらいですから、育ちが早いんだとは思いますが、この成長したユーカリの、その後の用途いうんですか、使い道ですか、こういったものではどうなんでしょう。どういったメリットがあるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

ユーカリなんですけれども、10年から15年で伐採できる大きさに成長するというふう  
に言われております。

ただ、これまで国内でも、その植栽試験なり行われてきたんですが、ただ、今に残ると  
いうところが、なかなかないので、そこも確認しながらということになるかと思えます。

ただ、一方で、世界的に見ると、この人工林、このユーカリって非常に多いんです。日  
本で言うと、杉、ヒノキが当たり前なんですけども、もう世界を見るとユーカリが大半と  
いうことになっています。建築用材として、フローリング材とかにも活用されているよう  
ですので、そういった建築用材への活用も含め、主にはバイオマス発電用のチップ材料と  
して供給できればと、ユーカリ自体が非常に比重が高い、成長が早い割に重たいんですね。  
なので、燃焼効率も高いというようなことがございますので、そういった多方面で活用の  
ほうは、今後、考えていきたいというふうに考えております。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

ユーカリと言うと、もうコアラしか思いつかなかったもので、有効に使っていただいて、  
それが1つの佐用の産業になれば、これも、また、いいかなと思います。

あれだけの施設なので、本当に、なかなか、使えと言われても、なかなか使えるだけの  
とこと言ったら少ないかと思えます。

ただし、本当に、先ほども言いましたように、使っていただく感じは、地元との融和で  
すね、うまく溶け込んでいただけるように、方々、根回しいうんですか、準備期間、十分  
取っていただいて進めていただくよう、お願いしまして、私の質問を終わらせていただき  
ます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

ここで皆さんにお知らせします。

大村議員より事前に早退届を受理し、許可していますので報告をしておきます。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後  
3時20分といたします。

午後03時02分 休憩

午後03時20分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

10番、廣利一志議員の発言を許可します。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 10 番議席、立憲民主党の廣利でございます。

今日は、2つの質問をさせていただきます。1つは姫新線存続に向けた決意は。議員席からは、牛舎の整備計画は白紙になったのかということ、質問させていただきます。

3月議会でも一般質問で姫新線の存続に向けた町長の決意、状況認識を聞かせていただきましたが、再度お尋ねいたします。

この間の動きとしては、国会において「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」が4月21日、参議院本会議にて成立をしました。これを受けて、いわゆる JR の赤字路線を抱える自治体を中心に新たな取組、協議が開始されました。上記法律案と関連法は、柱は国主導の協議会です。事業者や自治体は、正当な理由がなければ協議を拒めないとなっています。

姫新線については、岡山県側、兵庫県側で、それぞれ存続に向けた取組がされていますが、さらにその強化が求められているというふうに思います。以上を踏まえて以下の項目について町長の見解をお示してください。

1点目は、本町の場合、姫新線の利用の多くは高校生です。佐用高校の入学者、定員が減少となる可能性が大きいと予測される中、その対応策についてお考えを、まず、お聞かせください。

2点目、佐用高校との協議、つまり、定員減が予測される中での佐用高校との協議は、その将来構想まで含めてされるべきではないか。見解をお聞かせください。

3点目は、利用者である高校生たち、保護者の声も改めて聴くべきでは。

4点目、姫新線利用促進・活性化同盟の今後の姫新線存続に向けた取組について、分かる範囲内でお示しをいただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問最後の廣利議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まずは、姫新線存続に向けた決意はというご質問でございますが、本件につきましては、先ほども申されましたように、3月の先般、定例会の一般質問で、同様のご質問があり、お答えさせていただいておりますので、繰り返しの答弁になるかと思いますが、まず、1点目の佐用高校の入学者、定員が減少となる可能性が大きいと予測される中、その対応策についての考えを聞かせてくださいとのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用高校は、生徒の姫新線の利用はもちろん、積極的な地域との協働・交流事業の実施など、地域の元気づくり、まちづくりに取り組む本町にとって、これからも、なくてはならないパートナー的存在であり、佐用高校の入学者の減少については、私としても、町として大変危機感を抱いているところでございます。

一方、佐用高校では、令和2年度から3年間、文部科学省指定校として、地域との協働による「特産品の開発」「健康寿命の延伸」「安心安全なまちづくり」に取り組んでこられました。これらの取組を継続的なものとし、高校と地域との連携・協働を推進するために、今年度からは、町が人的・財政的支援を行う形で、継続して、地域と高校の協働による輝く人づくり支援事業を実施してまいります。

佐用高校生が地域との連携・交流を通して、地域課題の解決や地域の活性化などに取り

組みながら、様々なことを体験し学ぶことで、生徒の資質・能力を育成することを目的としておりますが、この取組が、特色ある学びの場としての高校の魅力度の向上に寄与するものと期待をしており、進学先の選択において佐用高校の相対的価値が高まり、生徒数の維持に資することを期待しているところであります。

また、佐用高校におかれましても、近隣中学校などへの訪問を通じ、特色ある専門科や地域連携事業等を紹介し、生徒を確保するために努力いただいているとお聞きしているところでございます。

しかしながら、佐用高校の生徒数減少の問題につきましては、高校の魅力等々の問題のみならず、赤字ローカル線の問題と同様に、人口減少という大きな課題による構造的な問題でありまして、残念ながら町や高校の努力だけで抜本的な解決につながるものではないというふうに考えております。

このような認識から、前回の3月定例会におきまして、いち沿線自治体での利用促進策には限界がある中で、より大きな視点で、播磨圏域の中核市である姫路市を中心としての国や県、JR西日本への要望の必要性や、国として地方路線を維持していく仕組みづくり等が必要であるということ、申し上げてきたところでございます。

また、姫新線の利用者は高校生が多いことは事実でございますが、住民の方の意識醸成や行動変容によって、利用者が伸びる余地は、まだ、十分にあるというふうに考えているところでございますので、現在、利用されていない方の意識醸成を図り、需要を創出することが、まずは、一定の効果が見込まれるものとして、取り組んでいるところでございます。

昨年12月の広報誌に掲載した姫新線特集が、令和5年全国広報コンクールにおいて、入選2席を受賞しておりますが、今後も広報誌をはじめ、各種媒体を通じて住民のマイレール意識の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

これまで利用されていなかったかたに対して、利用するきっかけとなるように、片道切符支給制度も設けておりますが、令和5年度からは、これまで5人以上を対象としていたものを2人以上に緩和し、より使いやすい制度に拡充をさせていただきました。これにより、昨年度の5月末時点での申請件数が4件であったものに対して、今年度は、同じ5月末時点で申請件数が23件というふうに、制度の、この利用者が増加をしております。

このように、潜在的な需要を掘り起こしていく取組につきまして、当然、これからも引き続き尽力してまいりたいというふうに考えております。

次に2点目の佐用高校との協議は、その将来構想まで含めてされるべきではという点につきまして、1点目のご質問に対してお答えをさせていただきましたとおり、もちろん佐用高校生は姫新線の主な大きな利用者でもあり、姫新線の存廃と非常に密接に関わるものでありますし、将来構想を含めて協議することは、それは理想ではございますが、しかしながら、申しあげましたとおり、問題の規模が大きくて、また、姫新線は複数市町に跨る路線であり、佐用町だけで効果的な施策を見出すことは、これは難しいために、沿線市町と連携したり、国や県にも支援いただきながら、また、高校だけでなく町民全体を主体として、対策を講じていく必要があるという認識をいたしております。

姫新線を含めた将来構想については、町としても考えていく必要はあるかと思っておりますが、まずは、昨年度に県が主導して検討された「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」での利用促進策について、沿線市町ともしっかりと連携をして、実施に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度からは町が支援する形で「地域と高校の協働による輝く人づくり支援事業」を実施する中で、このようなすばらしい取組を効果的にPRすることによりまして、佐用高校の魅力を発信して、生徒数の維持・確保にもつなげていきたいと、高校とも協議を行

っているところでございます。今後とも、佐用高校とは、連携を密にしながら、高校の生徒数維持・確保、及び姫新線の利用促進策の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目の利用者である高校生たち、保護者の声も聴くべきではということについてでございますが、前回の3月定例会で同様のご質問をいただいて、お答えをさせていただいたとおり、高校生や保護者にとって姫新線の必要性は、当然、これは明らかなことであり、十分危機意識を持っていただいていること、また、利便性の向上等の声につきましては、現在のJR西日本の姿勢・状況を踏まえますと、実際には、これを実現することが難しいことから、現状で、そうした高校生に限る関係者だけに意見を聞くまでもないのではないかとお答えをさせていただきました。これに対しまして、議員より、高校生から姫新線の問題について議論したいとの声があり、このような学生を巻き込んで検討していく必要があるのではというご提案や、また、まちづくりの観点から駅舎を中心に人が集まるような形で活性化ができないかといったご提案がございました。これにつきましては、小中一貫校や総合病院等の大規模な事業については、課題も大きく現実的に難しい提案であります。一方、駅舎を中心とした活性化の検討の方向性については、私も、それは、やはり、1つの可能な取組として、同意させていただいたところでございます。

この駅舎を中心としたローカル線の活性化に関する方向性については、国や県も同様の姿勢であり、令和4年度に設置された国の「アフターコロナ時代に向けた地域交通の共創に関する研究会」が公開した、日本の地域交通の「共創」に向けての提言においては、人口減少社会においても、まちの活性化や地域の持続性を高めるためには、移動総量を増やすことが必要であり、潜在需要を喚起することが重要であるというふうに述べられております。その一環として、駅舎などの交通拠点の魅力向上等に各主体が能動的に取組、人の流れを生み出し地域コミュニティを活性化させることが重要であるということが提案をされているところでございます。

県が令和4年度に設置した同協議会においても、日常利用の促進、観光需要の拡大とともに、まちづくりと一体となった魅力創出が取組方針に掲げられておりまして、駅周辺に人の流れやにぎわいを生み出す事業を行う個人や団体を支援する事業が、県の令和5年度予算にも盛り込まれております。

この駅周辺のにぎわいづくりに関する取組に関しましては、佐用高校からも協力の意向を伺っており、今後、具体的な取組内容について協議をしていきたいというふうに考えております。まずは、本事業について、県や沿線市町、また、事業者等と連携して、佐用高校生の声なども聞きながら、姫新線の利用につながるにぎわいづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に4点目の姫新線利用促進・活性化同盟会の今後の存続に向けた取組ということについて、お答えさせていただきます。

ご存知のとおり、姫新線利用促進・活性化同盟会は本町を含む沿線市町及び県、JR西日本が協力して、駅周辺環境の整備、各種イベントや実態調査等を企画・実施し、利用促進に取り組んでまいりました。本同盟会の活動とその成果につきましては、国の検討会におきましても、優良事例として報告をされるなど、着実にその成果を上げてきたということでもあります。

昨年4月のJR西日本による収支公表後は、県の協議会が設置され、収支の公表の対象となった4路線ごとに、利用促進策を検討するワーキングチームが結成をされました。姫新線のワーキングチームについては、その構成員は同盟会の構成員に、その他関係団体として、バス事業者や観光事業者、沿線市町の商工会等が加わったものになるため、利用促進策の実施主体として県、また、沿線市町に加えて、同盟会を想定して、それぞれが取り組む事業を検討してきたところであります。

令和5年度からは、従前の利用促進事業等を、一部見直しながらも引き続き実施しつつ、兵庫デスティネーションキャンペーンなどとも連携を図りながら、新たにワーキングチーム等で取りまとめられた利用促進事業を実施していくこととなっております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 佐用高校の入学者が定員割れということで、先ほど、町長の答弁の中にもありました利用促進策で、昨年以上の効果、今年度、出ているということなんですけれども、実際に、5割の方が、姫新線利用の5割の方が佐用高校生の統計もあったりしますけれども、例えば、今年度、入学者が定員割れをしていると。そうすると、利用促進策と相殺になってしまうのではないかなど。そんな試算というのは、企画防災課はいかがですか。されていますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、今回、そういう状況の中で、実際に、どれぐらい姫新線の乗降客が1年間で減るかなということ、これは簡単に計算してみれば分かることなんです。

それを、実際、定期を2カ月間購入して、全て30日乗るという形になるんですけれども、実際には、そうじゃないんですけれどもね。計算上でいきますと、やはり4万人から5万人近くの減になるというふうに、私は、計算をしました。

ですから、当然、その分は減りますので、それに見合う新しい利用者を生み出していくというのは、本当に難しい。これまでも相当努力しながら、ここまで来ているわけですからね。それはもう、相殺していけば、逆にマイナスになっていくだろうということ、このことは実際にもう、ある意味では明らかなことだというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 町長のほうから、先ほどの答弁の中で、この播磨圏域、姫路市、たつの市、佐用町の連盟の活動が優良事例という形で取り上げられたこともあるということなんですけれども、先ほど、ちょっと触れていただいたように、佐用高校生の利用減ということで、要するに今年度で4万から5万と、さらに利用促進策というか、それだけでは、ちょっと追いつかないところもある。

来年度、これは、一度試算もしていただきたいなと思うんですけれども、要するに、高校のあり方とも大きく関係すると思うんですけれど、何か打開策というのが必要なのかなというふうに思うんですけれども、その点については、町長触れていただいたように、魅力アップの取組、高校生たちが、まちづくり課題に取り組むというところ、さらに、何か進めて行く必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、お考えいかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） やっぱり、これ県立高校であり、高校の特色とか魅力、こういうところに町が、そんなにそれを、アップするようなものを、町の事業なり、町と連携してしても、それは、なかなか難しい問題です。

やはり、高校生が、そうして姫路とか、たつのとか、また、反対に相生とか、そういうところから佐用高校に入学してくれているんですけども、全体、そこにも高校があって、周辺の高校、ほとんどが定員割れを起こしているような状況でありますので、ですから、そこは、学校間の競争にもなるんですけども、今回、佐用町としてできること、それは、やはり、地域との連携ということで、高校生が佐用高校に行けば、こういう地域と一緒にになった、また、いろんな活動が経験できる、学べるという、こういうことを1つの佐用高校の特色にし、その中での目的として、例えば、従来からの佐用高校の伝統である農業科学科、畜産も含めた、そういうものを学ぼうとして入学してくれる生徒を増やしていかないといけない。だから、そのことについては、学校も、先ほども、学校も各中学校なんかを訪問して、高校の取組というのを、先生方にも説明をして、ぜひ佐用高校に中学生、進学してほしいというような努力も、当然、していただいております。

なかなか、そういうことが、今までされていなかったことは確かやと思うんですね。

ただ、もう1つ、高校のことを、当然、非常に大きなウエイトを占めているので、廣利議員も非常に心配されますけども、私は、これは高校生だけの、当然、問題じゃない。これから、本当に地域の医療を考えても、高齢者の皆さん方、本当に高度医療、この中核医療、病院は、姫路に県立としてできた姫路医療センターになるわけですね。だから、そういう中で、やはり高齢者の皆さん、高齢者だけではない方ですけども、やはり、そうした病を持った方が通える、通院できる、診察を受けれる、そういうやっぱり前提として、環境として、姫新線は非常に重要な施設なんですね。だから、そのことを、私は、姫路市とか、たつの市とか、みんなやっぱり、使う人数、乗る人は、若干、それは、もう当然、人口は減っていくのですから、これを幾ら増やせ、増やせと言っても、そんなに増やせる、今までも一生懸命やってきて、やっところさ、ある程度、300万人は超えましたけども、その可能性というのは、そんなに大きなものを持っているわけじゃないわけです。ただ、乗客が少なくても、地域の西播磨としての生活する社会インフラを含めた生活基盤としてのものを、みんなが共有して使っていくための、やはり交通ネットワークとして、姫新線というのは、非常に大きな役割、重要なものだということを、これは、やっぱり、佐用町だけじゃなくって、姫路市を含めた播磨地域全体で大きく声を上げて取り組むべきだというふうに思っているところです。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 姫新線の問題をテーマにしているんですけども、佐用高校の問題が、いろいろちょっと、私のほうから取り上げているからあれなんですけれども、もう1点だけ、その佐用高校の件につきまして、確か、午前中でしたか、どなたかの議員の答弁で、県教委への要望というのをされたという話を、答弁がありましたけれども、もし、可能で

あれば、どういう内容で佐用高校の要望事項を伝えられたかということと、確かに県立高校なので、町が支援事業を、いろいろ考えてもらっているわけですがけれども、例えば、全国には、前にも一般質問で取り上げましたけれども、県立だとか、高校を市立、あるいは町立高校に変えていくという形の中で、さらに魅力を上げていくという取組をされているんですけれども、学科再編というようなことも魅力度アップの中にはあってもいいのではないかな。

要するに、普通科、家政科、農業科学科という3つありますけども、学科を、例えば、農業科学科というのを、浜坂かどこかでやっているアウトドア科とか、例えばですね、そういう学科再編というようなこともあるのではないかな。考えてもいいのではないかなと思いますけども、もし、答弁ができるようだったら、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 県立高校でありますから、私が、こういうふうになりたいとか、そういう答弁はできませんけども、先に質問がありました、県教委に、どういう要請や要望をしたのかと、これは、まずは、佐用高校を存続してくださいと。

今、県教委も県内高校の再編、統合を打ち出しております。複数の高校があるところは、それを1つにしていくとか、そういう取組は、もう既に、計画が発表されて、打ち出されました。

私たちも、当然、佐用高校がすぐに廃止されるということは、ないと思っておりますけれども、しかし、今から、そういう声を、みんなで上げていかないと、例えば、各、それぞれの市町だけ、単独で、そういう問題に取り組むというのは、非常に弱い。難しいので、そういう関係しているところが、高校教育を考える会というのを、みんなで連携してつくって、そして、基本的な問題、話を、要望として県教委と、また、知事とも懇談をして要望をしたところです。

その中で、県が、今、打ち出されているのは、各市町に最低1つは、高校は、今後とも存続させますと。それは、確約をいただいたところです。

さらに、やはり、今言う、人口がどんどん減ってきて、存続されても、していただいても、その生徒数が、これから、どんどん減って学級数を減らしていくということ、これは、県教委としては、全体が生徒数が減るわけですから減っていくわけですがけれども、しかし、やはり、そういう各高校がバランスよく、やっぱり生徒が学べるような環境をつくっていかうとすると、やはり魅力のある、生徒が学びたいというような学科をつくり、教育をしてもらわないと、なかなか、特に私立高校とか、そういうところとの競争にも全く勝てないとか、それから、高校間で通える範囲内であれば、当然、生徒は自分が行きたい、そういう魅力のあるところへ、当然入っていきます。ですから、佐用高校においても、私は、佐用高校の伝統である農業等においても、新しい、これからの農業とか、そういう方向性を持った教育ができるような環境をつくって、教育してほしいと、そういうことを申し上げております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 姫新線の問題に戻ります。

姫新線の問題であったんですけども、一自治体で取り組むのには限界があるということで、播磨圏域としての取組と、姫路市を中心とする播磨圏域での取組ということ、町長、おっしゃったんですけども、今年度、今年度に限りませんけれども、活性化同盟、姫路市、たつの市を含む活性化同盟の動きが、なかなか見えてこないというのがあります。

それで、この春、姫路市議選がありまして、それから市長選もありました。関心を持って、現職の議員の方にもお尋ねもさせていただきました。姫新線の問題に取り組んでいる人がいますかと。あるいは、関心を持っている人がいますかという単刀直入に聞いたんですけども、ゼロですと。誰もありません。

で、今回、市議選には、60 何人でしたか、かなり多くの候補者の方が出られて、一人一人政策も掲げられている政策目標も調べさせていただきましたけれども、姫新線を含めて、JR の問題とかいう形で取り上げられている方は、全くゼロでしたね。

で、かろうじてバリアフリーというような形で、播但線のことを取り上げられている方がお二人だけということで、現職議員の方も、ほとんど実は、誰も関心がないというか、取り上げていないという話だったんですけども、そういう現状、確かに、これは、連携する、各自治体で連携していくという形は必要なんですけれども、そこで突出して、例えば、佐用町が利用促進策を、もっともっと、いろいろ出していくということは、それは、私は、逆に望ましいと思うんですけども、あまり目立つことはよくないのでしょうか。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 別に目立つことがよくないとは思いませんけども、確かにね、本当に、今回の JR のああいふ発表の仕方も、非常に、私たちから見れば、どう言うんでしょうかね、俗な言葉で言えば、いやらしい。その部分だけを切り取って、実際、姫新線は姫新線として、姫路から少なくとも上月間、これが活性化同盟会で姫新線の高速化を図り、利便性の向上を図ってきた、取り組んできた路線ですからね、つながっての路線です。

ですから、それを、姫新線だけじゃなくって、加古川線においても、そういうことでしたし、そこだけにしわ寄せをさせたような発表の仕方をしましたから、それに関係のないと言いますか、沿線じゃないところについては、余計に、特に、議員さんの活動の中でも自分とことは関係ないというような捉え方をされている部分があると思いますし、自治体としても、その職員にしても、そういう関心が薄くなってしまふ。だから、私は、そこに非常に危機感を持っているわけですよ。

だから、そのために、私は、そういういろんなところの場所で、このことを、できるだけ声を大きく、そういうこと取組が必要だと、それが西播磨であり、中核都市としての姫路市さんに、私たちお願いせざるを得ないんだと。姫路さんの、やっぱり、役割として、お願いしたいということ、ずっと言っているわけです。

この件については、そうした自治体だけじゃなくって、地元選出の国会議員さんなんかにしても、県会議員にしても、本当に関心が、私は、薄いんじゃないかという、私も、そういう危機感も持っております。

ただ、じゃあ、そういうところは仕方ないから、この本当に、一番困っていく佐用町だけが、そういう大きな声で、あちこち言ってみても、JR に、いろいろな要望をしても、なかなか JR さん、そのものは、それを即聞いてくれる、取り上げてくれるということ

が、非常に期待できないところがあるわけなので、これから、やっぱり県には、このこと言っているんですけど、中心になって、やはり、本当に沿線の、そこに直接対象になっている沿線だけじゃなくって、本当に少なくとも県、兵庫県として、そうした地域交通、ネットワークとしての問題として、今後の、そのものを存続させていく取組として、その乗客を増やしていくという取組も、当然、必要でもありますけれども、しかし、減ったとしても、これを残しておく方法を、やはり国に対しても要望し、いろんなところで、県も研究していただいて、一体となって取り組めるようにやってほしいということ、県にも要望をしているところです。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 町長が大きな声で、ずっと言っておられるというのは、ぜひ、それは、続けていってほしいというふうに思いますし、私も、この問題は、関心がなくなってしまうと、ところでは、さらに悪循環になってしまうのではないかなという気がしますので、引き続き、この国の動向とか、近隣の自治体の取組とかを見ながら、議会で、また、取り上げていきたいというふうに思います。

最後に、ある大学の先生が、この赤字路線の存続、廃止の議論の中で、こんなことを、ちょっと、おっしゃっているんですけども、町長は、どんなふうに思われるかということ、単に、赤字路線の存続だけではなく、地域の将来像を考えるべきだというふうに、絶対そうなんですけれども、利用促進策とか、幾ら減ったとか、幾ら増えたとかいうことも、当然、そうなんですけれども、ずっと、やっぱり長く未来永劫姫新線があり続けるためにというふうなところもないといけないということかなと思うんですけども、ご感想でもいいですけど、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私たちは、当然、今、目の前の問題についても、それに、いかに対応して、対処していくか、そういう課題にも、やっぱり町民福祉の向上ということが全体の大きな目的の中で行政は取り組んでいるわけですけども、そういう目の前のことだけじゃなくって、少なくとも 10 年、20 年先ということもよく考えて、いろいろと、そうした、そこに大きな、いろんな事業の問題には、時間的な将来、その時に、どういう地域になっていくか、状況が、どういう問題が、そこに生まれてきているのか、それを踏まえた上で取り組んでいかなきゃいけない。だから、当然、姫新線等についても、これも、今に始まった話ではなくて、ずっとこれ、この問題は議論してきましたし、将来に対して、姫新線というのは、やっぱり地域の町民の皆さんが、生活をし、安心・安全に生活していく上でも、この公共交通機関としての姫新線の役割は大きいということで、この姫新線の高速化、こうした新車両も入れて、入って、ここまで努力してきたわけですから、ですから、そういうふうに、全て、計画どおりとか、将来がどうなっていくかというのは、なかなか、分からない部分もありますけれども、でも確実に人口は減っていくということだけは、これは、間違いない。そういう社会、地域の現状だと思いますから、それを踏まえた上で、交通機関のあり方というのに取り組んでいかなきゃいけない。

ですから、少なくとも、そうしたものがなくなったらどうなるかということぐらいのことは、私ども、本当に危機感を持って、逆に、それを存続、残していかなきゃいけない。残すための方策として、どうしたらいいかということで、努力するしかないわけでありまして、そういう思いで、私達は、この問題に取り組んでいるところであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 先ほども、ちょっと触れましたように、近隣市町、あるいは国や県の動きを注視しながら、引き続き、また、議会で取り上げていきたいというふうに思います。

2 つ目の質問に移ります。

牛舎の整備計画は白紙になったのか。

本年度の新規事業として、予算化された和牛クラスター事業について、立地が予定の自治会での説明会が二度開催されたが、地元の皆さんの理解が得られず、計画の撤回を述べられたというようなことを聞いていますが、地元の住民の方々対象の説明会の結果がどんな結果になったのか、この場で明らかにしていただきたい。

計画については、計画そのものは撤回せずに、改めて住民説明会を実施されるのか、または、予定場所を変更して実施予定なのか、明らかにしていただきたい。

担当課は、今回の事態についてどんな見解を持っているのか。そもそも住民の皆さんの理解と納得を得るという観点からは、十分な準備と配慮がされているとは到底思えない。見解をお示し下さい。

児玉議員の質問と被ります。再質問は、できるだけ被らない形で質問していきたいというふうに思います。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後のご質問であります廣利議員からの 2 点目のご質問であります、牛舎の整備計画、白紙になったのかということのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この問題につきましては、先ほどの児玉議員からのご質問、同じ趣旨のご質問でありますので、大方のことは、お答えをさせていただいたつもりですけれども、改めて、廣利議員からのご質問でありますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

まずは、その整備計画というのは、白紙になったのかというのは、全く白紙というような状況では、考え方はしておりませんので、継続して、これから、事業には取り組んでまいりたいと思っております。

まず、地元説明会の結果、予定地として考えました地域に対しましての地元説明会の結果につきましては、先ほど、児玉議員の質問に対する答弁と重複しますので、十分、そのこともお聞きしていただいておりますので、とりあえず省略をさせていただきますが、「説明会が 2 度開催」ということに、ご質問の中にありますけれども、正確には 3 月 19 日の自治会総会開会前の時間を少しお借りして、事業候補地としての考えをお伝えすることと、別途、説明会を開きたいということ、その時に申し上げたものでありまして、地元説明

会というものは、正確には4月16日の1回のみ開催をしたというところでございます。

また、今後の計画につきましても、重複をいたしますが、当初、想定をしていた候補地は、自治会としては、反対との結論に至りましたので、この候補地では事業を実施をするつもりはございませんが、畜産クラスター事業が白紙になったのかと言われますと、先ほど申しましたように、このクラスター事業というものの取組につきましても、白紙にするつもりはございません。

この事業は、この場所でないとできない事業ではございませんので、新たな候補地を模索して、計画に基づいて、この和牛の繁殖農家の新規就農対策事業というものを、何とか進めていきたい、実施していきたいというふうに考えております。

次に、担当課は今回の事態についてどんな見解を持っているのか。十分な準備と配慮がされているとは到底思えないとのことですが、これは、こうした事業だけではなく、どの事業にでも言えることですが、行政は、予算に基づいて事務を遂行するということは、議員もご承知のとおりでございます。そのために、予算要求時点から次年度に向けて、内々に準備行為を行いますが、予算がない中で用地交渉や地元説明会を行うことは、これはできません。本来、議会での議決を経て、4月1日以降に執行することとなりますが、今回については、予算案の報道発表において、この事業が新聞に掲載をされましたので、3月の段階で地権者と事業実施予定地の地域のみなさん方に、取り急ぎお知らせさせていただいたというところでございます。

なお、候補地の選定にあたりましては、地域住民に、できるだけ、ご迷惑にならないようにということをお大前提に、用地選定等について、そうした最大限の配慮をしたつもりではございます。もちろん、公害対策も万全に、当然、行う予定でございますので、一部ではございましたが、地域の方の意見も、当然、お伺いして、候補地の選定を、まず、したところでございます。

説明会において、地域住民の皆さんにも、この事業の必要性については、一定のご理解は示していただいたというふうに思っておりますが、実際、皆さんの反応と言いますか、ご意見聞いていますと、これほどまでに畜産施設を迷惑施設として捉えられているということは、想定外でございました。地域、そして、併せて、地域外からの事業者の参入を拒絶する感情というのは、こういうのも、やはり強いなというふうに感じたところであります。

そのため、先ほどの児玉議員の答弁でも申し上げましたとおり、新規就農者たちを温かく迎えていただける地域でないと、事業の成功は、継続はあり得ませんので、当然、今回、説明をさせていただいたところについては、地域から、集落として、これは同意しないという回答をいただきましたので、その場所で事業を、今後、実施するという取組は、もうするつもりはございません。

なお、事業を計画する上で、複数の関係者に、当然、ある程度、相談をさせていただきましたが、その関係者から、少しずつ、それぞれ、当然ですけれども、情報が洩れて、地域で噂が広まったようであることは耳にしております。

先ほど、申し上げましたとおり、地権者や地域住民に対しては、十分に配慮してきたつもりなんです、これを教訓にして、さらに丁寧に、この事業を進めてまいりたいと、担当者のほうに、そうした指示をしております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君）

廣利議員。

10 番（廣利一志君） 計画白紙ではないということなんで、今回の事態について、検証する意味で、私、3点の方向から、いろいろ、ちょっと、お聞きをしたいというふうに思います。

まず、児玉議員の質問の中の答弁の中で、JAないし普及センター、それから、佐用郡和牛改良組合を交えた会議が実施されてきたということでしたけど、昨年度の開催は、どの頻度で行われて、どういう、このクラスター事業についての皆さんの共通認識は、どういう認識だったんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

昨年度、4月ぐらいから、先ほど、議員申された関係者の方に集まっていたいて、当初は、月1程度、月に1回程度、お寄りいただいて、この事業の成功に向けて、例えば、牛舎の規模であったり、必要な設備であったり、また、将来的な、この事業展望と言いますか、事業収支なども、ある程度勘案して、いろんな方からの意見をいただいて、事業計画の案を作成していったということでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 令和4年4月に、もう、その会議が始まって、このクラスター事業については共有していたということで、よろしいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 正確に4月とは、ちょっと、記憶が定かではありませんけども、早いうち、昨年度の早いうちに第1回目を開催して、JAさんを含めて、そういった関係者の方、もちろん県の普及センターの方にも来ていただいて、いろいろ補助事業の関係も含めて、指導をしていただいております。

そのメンバーは、当然、情報は、当然、共有していたということでございます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした、和牛、特に、この但馬牛の生産という、こういう事業に取り組むという話、これ、私も、そうした関係者の方から、やはり、今、佐用町内で、非常に農地が荒廃して、なかなか、どういう農業取り組んでも、若い人たちが、本当に、これで生活がしていけるような、採算の取れるような事業というのは、なかなか見当たらない。

その中で、和牛の生産というのは、かなり高いポテンシャルで、そういう事業として成り立っていくと、その可能性は非常に高いということをお聞きして、そういう事業であれば、佐用町内で、まずは、クラスターという問題、形、これは、私も児玉議員の中でも申し上げましたけれども、これまで、私、畜産について、本当に大変な仕事だなど、その一番大きいのは、やっぱり、餌をやらなきゃいけない。生き物を飼うということは、休みが全くないと、そういうものを若い人たちに、これから、その事業として、幾らお金が、ある程度、もうかるからとか、事業としてもうかるからと言っても、こういうことでは、今の時代、働き方改革ということが、盛んに叫ばれて、一般の企業、事業であれば、週 42 時間とか、今は、38 時間とか、そういう年間の有給休暇とか、いろいろと、それをやっていかないと、働く環境としては不適合だと言われるような時代の中で、やはり農業が個人事業者と言っても、若い人たちが、やはり、そうした仕事に意欲を持ってやりながら、また、休暇を取れて、また、自分の趣味なり、また、家族としての、いろんな時間が持てる、そういうやり方でないと駄目だと。だから、それが、クラスターということをお聞きしたので、これは、3軒、4軒の人たちが集まって、お互いに協力、経営的には個人で、それぞれが経営しながら、そうした休みをお互いにローテーションで取る間、協力して世話をすると、こういうやり方が、一番いいだろうということを思ったわけですね。

私は、まず、県の農林部長お会いしました。それから、畜産課の畜産課長にもお会いしました。

そうすると、県としても、この但馬牛、これは兵庫県としての、一番大きな財産なんです。ただ、この但馬牛が、どうしても、まだまだ、生産が、たくさん、どんどんと増やせるというもの、やっぱり年に1頭しか産まないし、豚のように、どんどん繁殖させるわけにはいかない。

それと、やはり病気ですね、こういうものが1か所に固まったところで、生産しているのは、非常に、今、鶏なんかでも、鳥インフルもありますけれども、牛も、ああした口蹄疫とか、いろんな問題が起きる可能性がある。だから、兵庫県としても、ぜひ、そういう地域で、取り組んでくれるんだったら、できるだけ協力はしますと。それで、国にも、こういう制度があり、県としても上乗せで補助金も出しましょうということを、私は、話をして、その後、担当者も、その話聞いていましたので、後は、実際にあるJAさんとか、こちらの県の普及所、県民局の農林、そういう人たちと、やっぱり基本的なところ、どこにやるとか、どこを対象にするんじゃないかって、やっぱり、少なくとも3戸なり4戸のクラスターで事業をやっていく、そのためには、相当の事業費も、当然、用意しないと、投入しないとできない。それには、補助金も、ちゃんと確約つけてくれないと駄目だと。

そういう中で、ちゃんと、基本的な話を、まず、しなさいという指示をして、そうした、今、課長が申し上げたような会議をやってきたというのが、まず、最初です。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君）                      廣利議員。

10番（廣利一志君）                      今、町長の言われた、クラスターのことについて、ちょっと、次の項目で、ちょっと、質問したいんですけども、先ほど、ちょっと触れた、JA含めて、普及センター含めた、去年4月から始まった会議ですけども、その中で、タイミング的には、今、最悪とは言いませんけども、投資をするには悪い時期だというような話は、誰からも出なかったんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） タイミングと申しますと、物価高騰とか、そういう絡みででしょうか。

であれば、一切出ていないです。

逆に、新規就農をしたいとおっしゃられる方も、一緒に希望なりもお聞きしております。その方たちも、早く取り組みたい。独立したい。今は、別の畜産会社で従業員として働いておられる方などは、もう早く、自分の牛舎を持ちたい。1人の経営者として、やっていきたいという意気込みが、ものすごいありまして、そのために、貯蓄も、実際、何ぼありますまでおっしゃられるような方もいらっしゃいました。中には。

なので、その物価が、今、高いんで、ちょっと、見送ろうとかいう話は、一切、ございませんでした。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） それは、意気込みとしては、それは、すばらしいし、新規就農の方を支援していきたいということは、私も思いますけれども、しかし、飼料高というのが、もう倍ぐらいに確かなっていると思います。

それから、電気代もかなり高い。あるいは、金融機関も、どちらかと言うと反対です。だから、JAの方が参加されていたということですがけれども、その金融部門の方ではなかったのではないかなど。

だから、要するに、金融関係で、その会議に参加されて、ちょっと、やっぱり、時期を、少し待ったほうがいいという話は、誰からも出なかったというのは、ちょっと、疑問なんですけれども。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） JAの関係者の方、もちろん、金融関係の方ではなくって、営農を担当されておられる方に来ていただきました。

で、おそらく借入れとかの話になろうかと思うんですけれども、なかなか、若い人が、新たな事業をするのに、簡単に融資をしてくれるというのは、ほかの事業を含めても少ないと思っております。

ただ、この農業に関して、これ畜産業ですけれども、新規就農支援という制度がございます。そういった、国なり県が認定してもらえる、そういったサポートをしてもらえる中で、融資の制度というの、もちろんございます。

そういった、多方面から資金繰りも含めて検討を進めてきたということがございますので、その時の経費のあり方云々を中心に話していたわけではなくて、その将来、10年、20年先を見据えた、どういう事業展開をすべきかなというようなところを中心に協議を進めてきたということがございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） まず、それは、金融関係の人を入れるべきだったというふうに思います。

それと、先進地視察ということで、新温泉町へ行かれたという町長の答弁がありましたけれども、私も調べてみました。新温泉町のすばらしい施設、しかし、いいところと、やっぱり…、まず、じゃあ、評価を聞かせてください。その視察を、何が参考になって、何を評価するというようなところについて、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 評価するというのは、なかなか、おこがましいところがございますので、率直な感想と言いますか、そもそも、この畜産業に対して、町として、何らかの事業をする。支援するというのが、ここ長らくありませんので、一歩目が、どこから行くかというところから、本当に模索しているような状態からスタートしました。

で、その中で、県に一番に相談するわけなんですけども、その中で、新温泉町さんのほうで、町営のアパート牛舎と呼んでいますけども、行政が建築して、家賃をもらって使っていただくような、そういったことの取組をしていますよということをお聞きしましたので、本当に、そういうことを存じていなかったのも、その施設なりを見せていただく等併せて、その家賃の制度であったりということも教えていただいたというところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 確かに、5年間面倒見て、育てていくというふうなところがあるんですけども、残念ながら、新規就農されて、撤退されたという方もあるわけですから、この時期の新規就農というのが、かなり厳しいというふうなところについては、事前の会議の中で、皆さんが、会議参加者全員が、それはいい案だという形じゃなくて、やっぱり、視察をされた時もそうですけども、金融関係の方入れたり、ちょっと、やっぱり視察が GO サインを出すためのものになってしまったのではないかなというふうに思うんですけどね。まあ、それは、答弁いいです。

〔農林振興課長 挙手〕

10 番（廣利一志君） どうぞ。

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） タイミングというお話なんですけども、今日の神戸新聞の記事にもございました。

但馬牛というか、神戸ビーフ、非常に輸出の量が増えて来ておるといことが、しばらく前から、我々も聞いております。で、生産量が本当に足りない。また、買取りの価格も、ほかの交雑種とかに比べますと、比べものにならないぐらいの単価がつきますので、これからの事業としては、これしかないというふうに、我々は感じました。

逆に、今のタイミグが、多少、物価高であったとしても、それが、しばらく待つて下がるという確約があれば、もちろん、待つという選択肢もあるとは思いますが、それよりも、何よりも、その需要がある。必要とされている事業。で、売り先もあるという事業を具体的に早く進めるほうが先決であろうというふうに、我々、担当者の間では、担当者というか、その会議の中で出ているメンバーでは、話し合いをしまして、頑張ろうという意思を決定したということでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 繰り返しになりますけども、やっぱり、そこで否定的ではないんですけども、ちょっと、やっぱり、いっぺん、もう1回振り返ってみようという意見があってもよかったなと1つはね。

このクラスター事業についてですけども、町長も、ちょっと、おっしゃってました。

で、先ほどのJA含めた、普及センター含めた会議には、事業者の方も参加されているんです。ですね。

和牛を扱っておられる方は、7軒、町内にありますけれども、和牛改良組合と、なぜ、そこが主体にならなかったのかな。

町長は、かなり和牛改良組合という話をされたんですけども、その会議には、和牛改良組合の方は、和牛改良組合の会員なんですけども、和牛改良組合の方が参加するという形じゃないですよ。1事業者が参加ですよ。

そのあたりが、この事業が、やっぱり1企業を対象にしているのではないかなという懸念が、ほかの和牛農家の方たちは、なかなか言い出しにくいけども、そういう懸念を持っておられます。

それは、実際に、去年、開催された会議が、まさにそうだったから。いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、その件に関して、おっしゃりたいことは、何となく伝わってはきたんですけども、和牛改良組合の代表であります組合長の方から、最初に、こういった畜産クラスター事業と一緒に取り組んでもらえないかというご相談をいただいて、あくまで組合長としての立場で、この会議にも参加されておりました。

もう、その組合長自らの事業をどうこうするということは、事業計画にも一切ございませんし、あくまで、組合長として、この佐用の和牛の歴史を継承させたい、次に引き継いでいきたいという思いが、非常に強いということがありまして、で、その中で…、ただ、我々申し上げるのに、なかなか、組合員の皆さん集まっていただいて、自分に直接関係あ

る事業でしたら、お話もいろいろできるとは思うんですけれども、あくまで、新規就農の方向けの事業しか、今、計画していませんので、お呼び立てするのも申し訳ないので、ただ、組合の中では、こういった話が進んでいるということは、共通認識をお願いをしておりますし、おそらく、そこは、連絡はさせていただいているというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） それは、連絡はないと思いますよ。

だから、その和牛農家の 7 軒の方たちは、心配だけがあったと。だから、連絡があったと思いますと言われますけれども、確認はされていないでしょう。7 軒の農家。だから、7 軒の農家の方たちは、実は違うんです。思いは。

だから、もう 1 回言いますが、結局 1 事業者のためではないのかというふうなところが懸念としてあります。

だから、やっぱり、このクラスター事業というのが、これから、白紙にはならないと。どこかの候補地で、また、考えるということですけども、今の考え方だったら、理解、なかなか得られないんじゃないかなと。

それで、もう 1 つ、その説明会の設定の仕方です。3 月 19 日の日曜日、それから、4 月 16 日の日曜日、この 2 回。町長は、2 回ではないということですけども、3 月 19 日、これは、住民の皆さんは、周知はされていません。ですから、役員総会がある。役員会、選挙があるということで来られています。選挙の前に、いきなり始まったと。説明が。

で、住民の方は、いろいろ質問が出たようですけども、その中で、環境問題についての質問があったんですけども、それについての回答は、4 月 16 日の 2 回目の説明会にも、あるいは、5 月、6 月になっても、その質問についての回答は、今もありません。

だから、説明会が説明会になっていないと。

で、そもそも、その準備のところから、これは、設定がおかしいなというふうに思うんですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、4 月 16 日、私が行きますということで、行かせていただきました。

当然、私も、冒頭、こういう事業についての説明と同時に、まず、必要なのは、皆さん方、地域の皆さんが、懸念を持って反対だと言われるようなものを、強引に無理に事業を進めるつもりもありませんということを、まず、前提として申し上げたところです。

それには、やっぱり行政としても、これまで、私も、例えば、ごみの処理施設でありますとか、また、下水道の処理施設、そういうものの建設に当たってきた経験の中で、行政として、町として、どこかに必ずつくらなきゃいけないし、また、選定した場所というのは、どこにでもできない。そこでお願いをしなきゃいけないという前提の中で、皆さんの、いろんな反対があったり、懸念があったり、そういうものの中で、いろいろと説明をし、お願をして、何回も何回も会議をして、今の施設もつくってきたという経験があります。

ただ、私が申し上げたのは、こうした畜産、牛を育成する施設というのは、これはもう、

皆さんも、よく分かっておられる。今回、説明したところにも、以前から、もっと集落の真ん中で牛を飼っておられた。以前にはですね。現在も、今回、計画をしようとしたところに、若い方が一緒に、そこに畜舎を建ててつくられている。生産をされていると。もう既に、内容は、よく分かっておられるんですね。ですから、そのことがありましたから、私は、地域で、非常に、先ほど申しましたように、環境問題を前提として、まず、反対だというような意向が、まず、話されましたので、そして、その話の内容に、地権者に対して、一人一人、その地権者一人一人に、あなたは賛成なんですか。反対なんですかということを、その会議の中で、反対者の方が、問われたと。それは、おかしいでしょうという、だから、そういうことまでして、地域の中で、地域を割ったような問題を残すような形では、私は、その事業をするつもりはありませんので、最終的に決めていただければいいですけども、そこまでの説明までする必要もない。そういう思いで、そこで打ち切って、後から、じゃあ、もう同意ができなければ、同意ができないと言っていただければ、それで結構ですということで帰ってきておりますからね、それは、もう、その環境問題に対して、今言われるように、懸念があるからどうするんだと、どういう施設をつくるんだとか、それから、それに対して、児玉議員からも言われましたけども、現在あるどこかの施設を視察して、そういう問題を、皆さんに理解してもらおうとか、そういう取組をするということが、話があれば、それは、担当者のほうも、説明もしますし、丁寧に、また、詳しく、今、後もないということなので、2回も3回もかけてでもやりますけれどもね、もう最初から、そういう話ですから、そこは、もう、それ以上、もう説明をする必要性はないということで、打ち切って、私は、退席をさせていただいたということですから、そこは、よく、地域の中の会議の状況、そこを判断をして、考えていただければと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） まあ、投げかけた住民の皆さんの質問があったわけですけども、まあ、しかし、その前に4月16日の日曜日の、これが農林振興課からの案内が正式説明会と。だから、3月19日は正式ではなかったということのようですけども、で、賛否を取ったら、9割以上の方が反対という結果が出たから、その環境問題の質問が出ましたけれども、その問題については、改めてする必要はないということかもしれませんけども、何となく中途半端。あれの質問に対して、ないままやなというようなところは、多分、あったと思います。

それで、昨年4月から、JAあるいは、普及センター含めた会議があって、計画については、クラスター事業の計画については共有していたということですけども、地権者の方も、これは、その時点で了解なんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 地権者の方に対しましては、先ほど、答弁で、町長が申しましたとおり、今年の3月に初めて、連絡をさせていただきましたので、当然、ございません。

で、仮定の中で、候補地を選定した上で、事業計画を立てていったということでございます。

あと、先ほどの質問に対して、ちょっと補足でご回答させていただきたいんですけども、3月19日、自治会総会の時に、説明会第1回目と議員おっしゃいますけども、これは、総会が始まる前に、4月の16日に、こういった事業説明会をしますよという周知をさせていただきただけであって、ただ、4月16日に来てくださりだけでは、何やら分からないと思うので、粗方のこういった説明会をさせていただきますので、お集まりくださいというご案内だけに寄せていただいたものでございます。

それと、質問状に対して回答がないというお話なんですけれども、その4月16日の説明会の時に、確かに、参加者の方、おっしゃられました。質問、幾つか、かなり用意してきたけども、冒頭の町長の事業説明の中に、全部含まれていたもので、あえてここで質問することはありませんというお話でございますので、それに対する回答も何も、質問状自体をもらっておりません。

それと、もう1点、組合、和牛改良組合に関してなんですけども、組合長が代表して、この会議に参加していただいております。その組合員への周知ということに関しては、実際に、誰々さんは、ええこっちゃ、頑張れというふうに言われたというふうなことを、複数の方の名前を具体的にお聞きしておりますので、一人ずつの確認はしてはおりませんが、おそらく、全組合員の方の連絡なり、事業概要の説明はしていただいているものというふうに捉えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 先ほどの自治会長に説明して、3月19日、説明会じゃない、4月16日のための話だったということなんですけど、そのあたりも全部、住民の方には伝わっていないんですよ。だから、いきなり説明会だったというふうになっているんです。

で、それから、今の和牛組合、改良組合の話も、代表、会長が出席で7軒の農家の方に周知という形、それは、私が確認したところは、それはないです。その周知はない。だから、逆に懸念を示されていると。ですから、1企業のためではないんかと。だから、それは、大きな声では、なかなか言いにくいと。ですから、私が代わりに言いますけども、私も確認をさせていただきました。和牛農家の方に。そうすると、今の課長の答弁は間違っているというふうに思います。

それで、もう時間、あまりありませんけども、町長の発言が、ちょっと、やっぱり、4月16日の時に、こんな発言があったんだということで、聞いたんですけども、これは、公共工事ではない。私企業の工事だと。住民の反対があってもいいんですよということで、まさに、私企業の事業というふうな形を言われているんですけども、これは、この発言は、そういう発言があったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員は、地元の方から、どなたから、どういう話をお聞きされているのか、その時に、私も、廣利議員が、事前に、地域の方とも、いろいろと話をされたということもお聞きしました。その段階で、説明の時に、「記録を取らせてくれ」と「どうぞ、記録を取ってください」ということで、録音をされていると思います。

私も、その言い方として、公共事業ではない、私事のやつだと、そこまでの言い方は、多分していないと思う。前提として、先ほど、申しましたように、今まで、私の、いろんな事業を取り組んできた水道や下水道、先ほど言いましたように、同じ1つの迷惑施設と言われる範疇の中で、下水道でありますとか、ごみの施設であるとか、そういうのは非常に皆さん方からも、いろんな心配もされ、反対もされてきた。

ただ、町としては、こういう事業は町が責任をもってやらなきゃいけない公共事業であるから、私は、いろんな地域の方との話して、地域のいろんな対策、条件も、いろいろと話し合いながら進めてきました。

ただ、このクラスター畜産事業は、最終的には個人個人の方に経営をしていただくものであります。ですから、どうしても、ここで、この条件で実施しなければいけない事業ではない。また、どんな条件を飲んででもやらなきゃいけない事業ではないというふうに思っておりますので、だから、そういう意味のことは、申し上げたと。最初にね。だから、冒頭、言いましたように、町としては、そういうことで、この事業を、皆さんの大きな反対がある中で、無理に強引に実施するつもりはございませんと。

住民の方からも、念を押されて、もう個人個人に、そういう事業をやるということで、そういう地権者の話とか、個人に対する話は、絶対、町はしないんですねと、そういうことを言われました。だから、そんなことは、私は、一切、しませんということを、申し上げました。

ですから、廣利議員も、どなたから、どういう話を、どういうふうに聞いて、きちっと、それは、正確な話の中で、話をさせていただければ、私も、しっかりと記録を見ていただいて、もし、私が、そういうことを強調して間違ったことを言っておるのであれば、それは反省しますし、訂正もさせていただきます。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 私も再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

この事業そのものについて、住民の多くの方は、佐用町にとっては必要なこと。これ、我々議員もそうですけども、大事な事業だと。必要な事業だというふうに思っておりますけども、だから、余計に丁寧な、立地する自治会なり住民の皆さんへの説明というのは、今回の検証を経てですけども、農林振興課は、農林振興課で、また、検証をされると思っておりますけども、まあ、そういうことが、検証が必要なのではないかなというふうに思いました。

以上で、私の質問を終わります。

議長（小林裕和君） 廣利一志議員の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

---

議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日、6月8日から18日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）           ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。  
次の本会議は、6月19日、月曜日、午前9時30分より再開します。  
本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時48分 散会

---